

第6期

高知県廃棄物処理計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

高知県

目 次

第1編 本編

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間と目標年度	2
3. 計画の対象とする廃棄物	2
第2章 一般廃棄物	3
1. 一般廃棄物の現況	3
2. 前回の計画目標の達成状況と課題	18
3. 廃棄物発生量の見込み	20
4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化	23
第3章 産業廃棄物	30
1. 産業廃棄物の現況	30
2. 前回の計画目標の達成状況と課題	39
3. 廃棄物発生量の見込み	41
第4章 施策の展開	44
1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標	44
2. 施策の基本方針と内容	51
第5章 計画を円滑に推進するための役割	55

第2編 資料編

資料編1. 一般廃棄物（県内各広域ブロックにおけるごみ処理の現状）

資料編2. 産業廃棄物

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、ライフスタイルの変化など、廃棄物・リサイクルをめぐる情勢は刻々と変化しており、また、2050年までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となる中、状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進める必要があります。

このような方向性は、大量生産・大量消費、大量廃棄型経済・社会様式から、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体のあり方(サーキュラーエコノミー)としても強調され、デジタル技術も活用しつつ、ロスゼロの取組や環境負荷削減への貢献を考えていくことが求められます。

近年における環境への負荷を少なくする取組としては、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化やライフスタイルの変化をはじめ廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組づくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物・リサイクルを取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

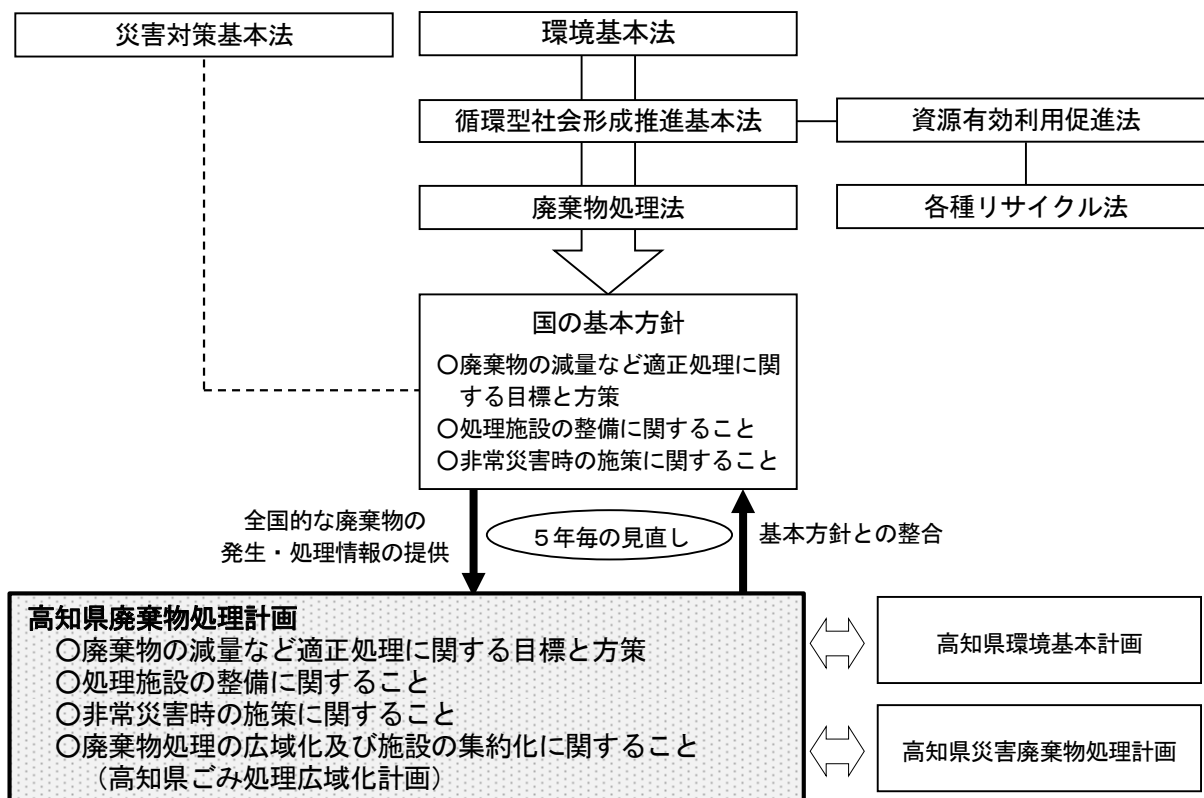


図 1-1-1 本計画の位置づけ

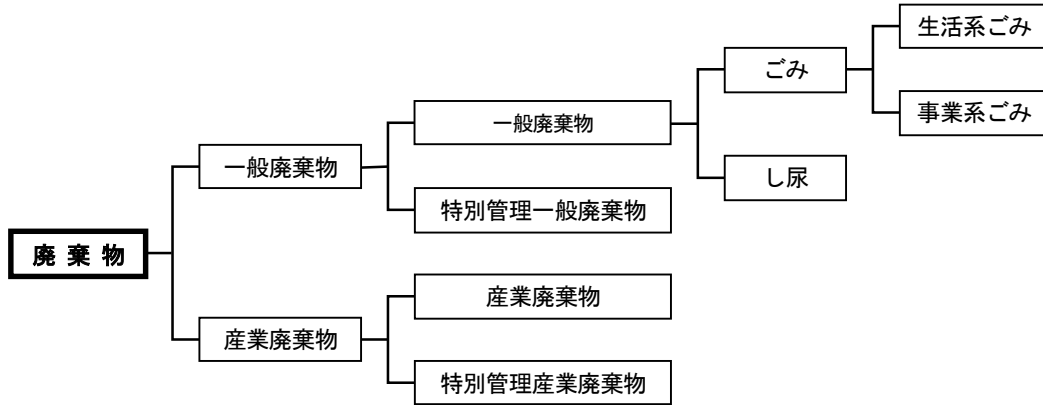
2. 計画期間と目標年度

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和12年度を目標年度とします。

ただし、第2章4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化については、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくため、令和8年度から令和32年度までの25年間の計画とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物をいう
- ・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(表1-3-1)
- ・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・生活系ごみ : 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの(集団回収量を除く)
- ・事業系ごみ : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの
- ・し尿 : 人体から排出される排泄物をいう

図1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

種 類	例 示	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ヒルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(通称「13号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等

第2章 一般廃棄物

1. 一般廃棄物の現況

(1) ごみ処理

令和6年度に本県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の令和6年度のごみの排出量は、約223千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、熔融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計45千トン（総処理量の20.0パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は170千トン（同76.2パーセント）、最終処分量は8千トン（同3.7パーセント）となっています。

表2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ（令和6年度）

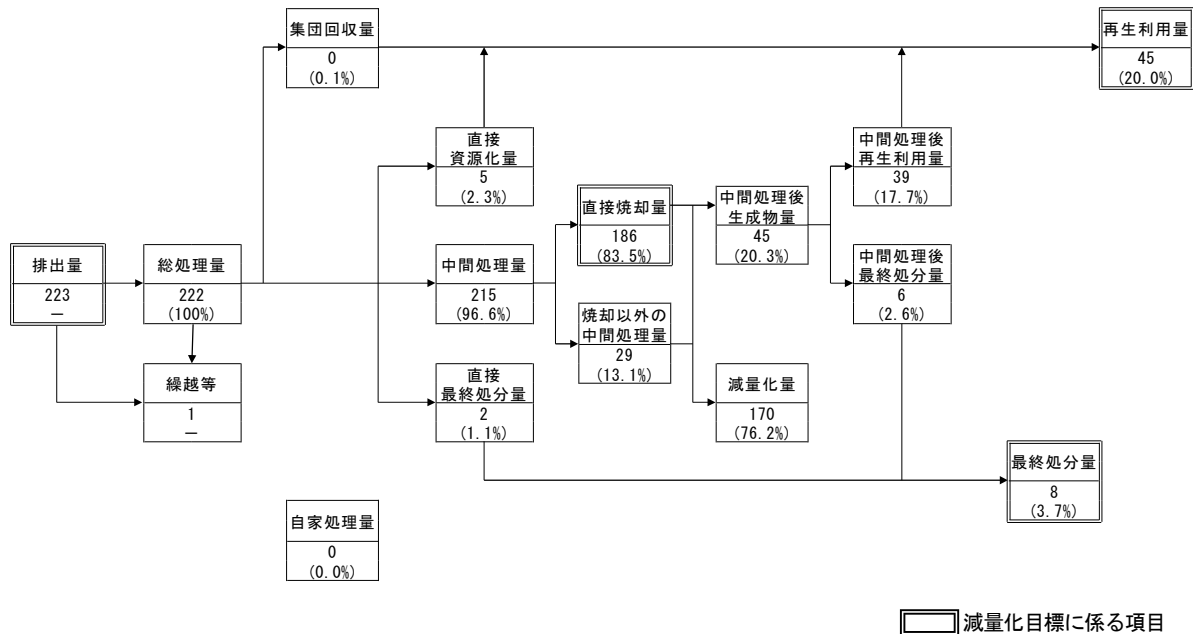
項目	数量 ^{※1}	割合 ^{※2}	備考
排出量	223千t (222,566t)		計画収集量+直接搬入量+集団回収量
総処理量	222千t (222,440t)	100%	再生利用量+減量化量+最終処分量
再生利用量	45千t (44,593t)	20.0%	熔融生成物含む（集団回収量を含む）
減量化量	170千t (169,554t)	76.2%	総処理量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	8千t (8,293t)	3.7%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
自家処理量	0千t (28t)	—	自宅等で堆肥化等により処理される量

※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、（ ）で示した数量により求めた。

注) 表中の各項目の定義は以下のとおりとする。

- 再生利用量：市町村等で収集された後に直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で熔融又は破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後再生利用量）を合わせたもの（集団回収量を含む）。市町村を介さない資源回収・利用（量販店で回収される食品トレーやペットボトルなど）は含まない。
- 集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量



注1) () は総処理量に対する割合

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

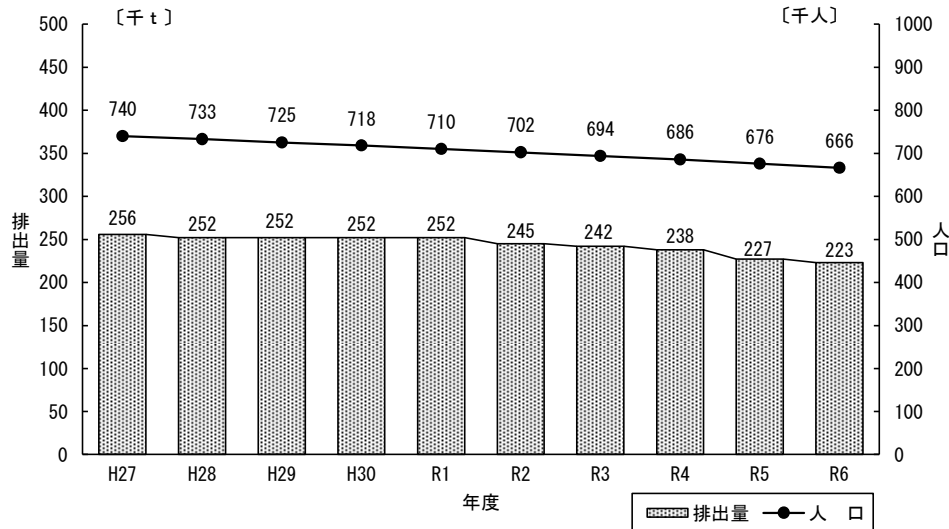
注4) 繰越等：前年度から本年度又は本年度から翌年度に繰り越して処理する量

図2-1-1 ごみ処理フロー（令和6年度）

ア. ごみ排出の概況

本県の人口は、最も多かった昭和 29 年（894 千人）から約 25 パーセント減少しており、令和 6 年度には、666 千人となっています。死亡数が出生数を上回る自然減に加え、転出が転入を上回る社会減も進んでおり、今後も減少が予想されます。

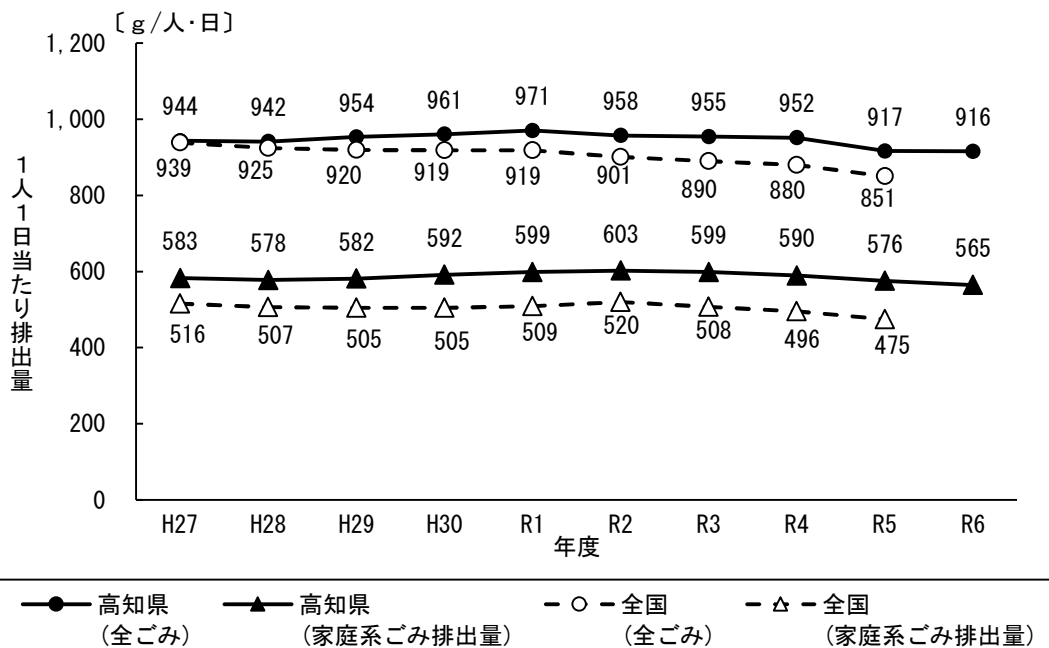
また、ごみ排出量についても、減少傾向が続いており、令和 6 年度は 223 千トンとなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

令和 6 年度の本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 916 グラム/人・日で、令和 5 年度における全国平均（851 グラム/人・日）と比較すると多い結果になっています。また、令和 6 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、565 グラム/人・日となっており、令和 3 年度以降は減少傾向にあります。



注 1) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：家庭系ごみ排出量÷人口÷365 日

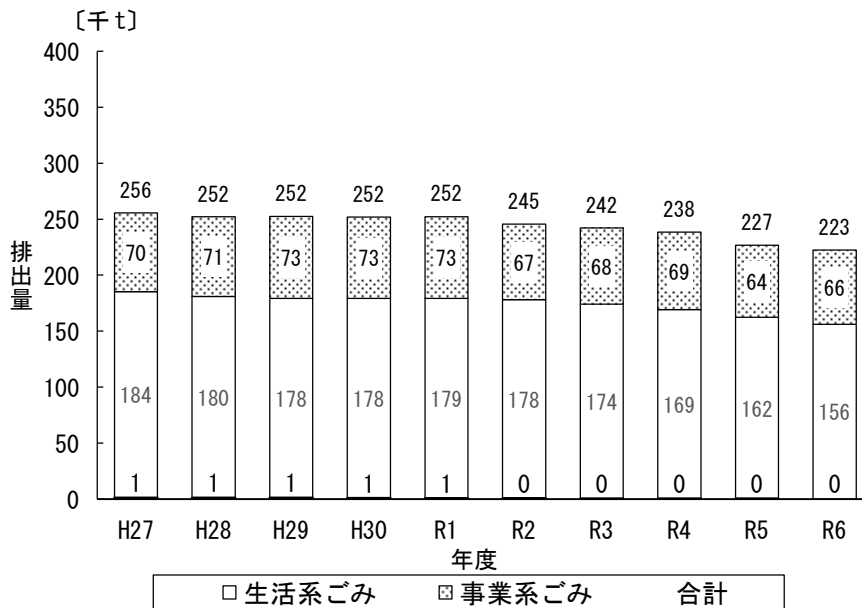
注 2) 家庭系ごみ排出量：生活系ごみのうち、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

イ. 生活系ごみ・事業系ごみ等の概況

生活系のごみは平成 29 年度までは減少しており、平成 30 年度以降は概ね横ばいで推移していましたが、令和 3 年度以降は再び減少しています。事業系ごみの排出量は増減を繰り返しながら変動しており、全体的には減少傾向にあります。



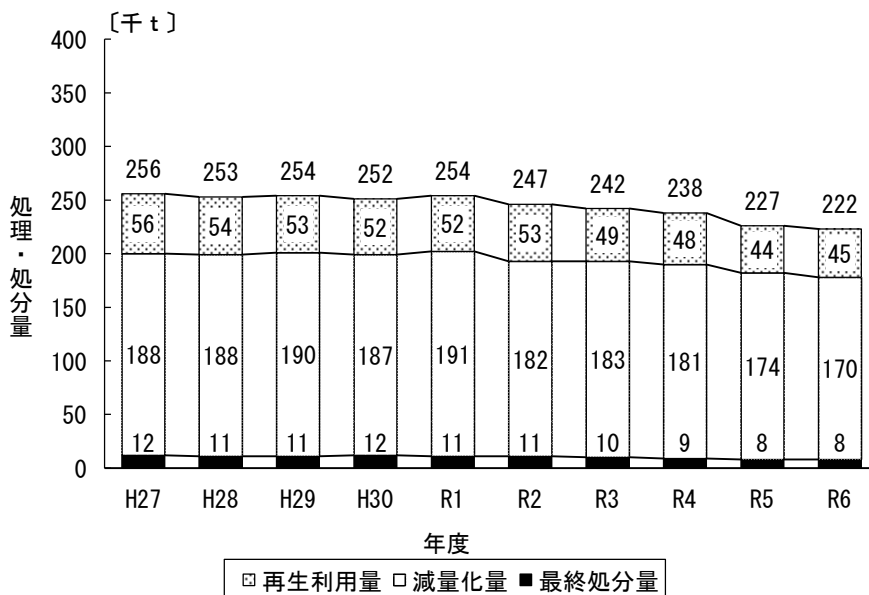
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-4 生活系ごみ・事業系ごみ等排出量の推移 (平成 27 年度～令和 6 年度)

ウ. 処理・処分の概況

令和 6 年度の総処理量 222 千トンのうち再生利用量は 45 千トン、減量化量は 170 千トン、最終処分量は 8 千トンとなっています。平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間では、排出量の減少に伴い、再生利用量、減量化量、最終処分量ともに減少しています。



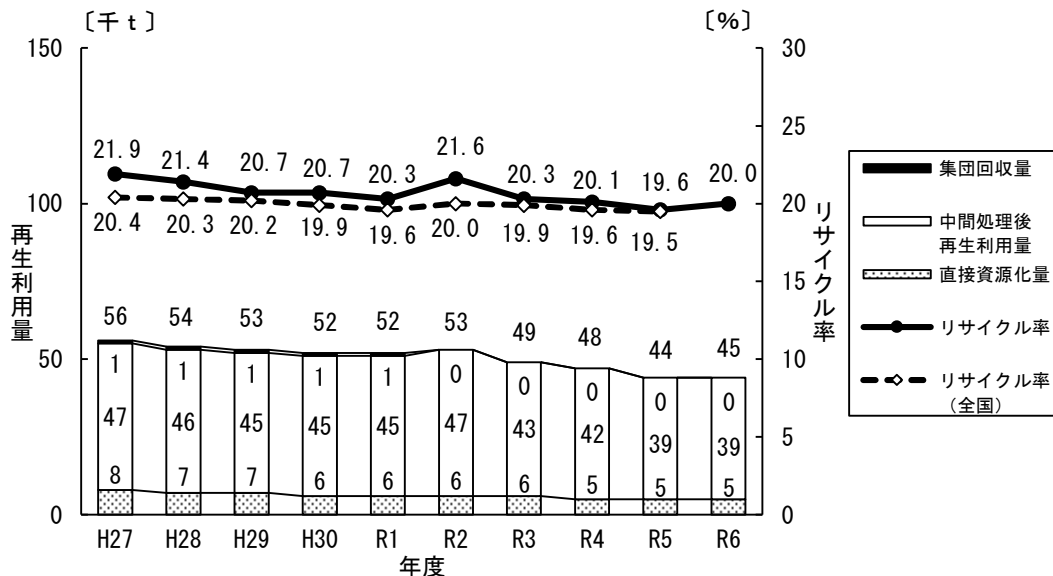
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-5 処理・処分量の推移 (平成 27 年度～令和 6 年度)

エ. 資源化の概況

令和6年度の再生利用量は45千トンで、内訳は直接資源化量5千トン、中間処理後再生利用量39千トン、集団回収量0.1千トンとなっています。平成27年度から令和6年度までの10年間における再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。



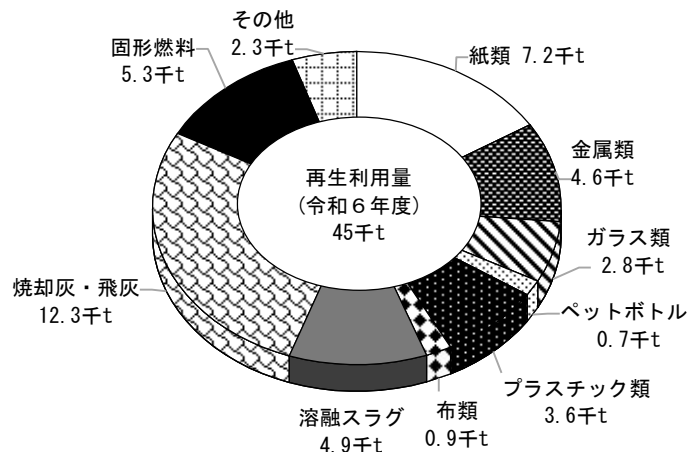
注1) リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ 総処理量

注2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図2-1-6 リサイクル率、再生利用量の推移（平成27年度～令和6年度）

令和6年度の再生利用量を品目別にみると、焼却灰・飛灰が12.3千トンで最も多く、次いで紙類が7.2千トン、固形燃料が5.3千トンとなっています。



注) 図中の品目のうち、紙類、プラスチック類、溶融スラグ、焼却灰・飛灰、固形燃料 (RDF、RPF) については、以下のとおりとする。

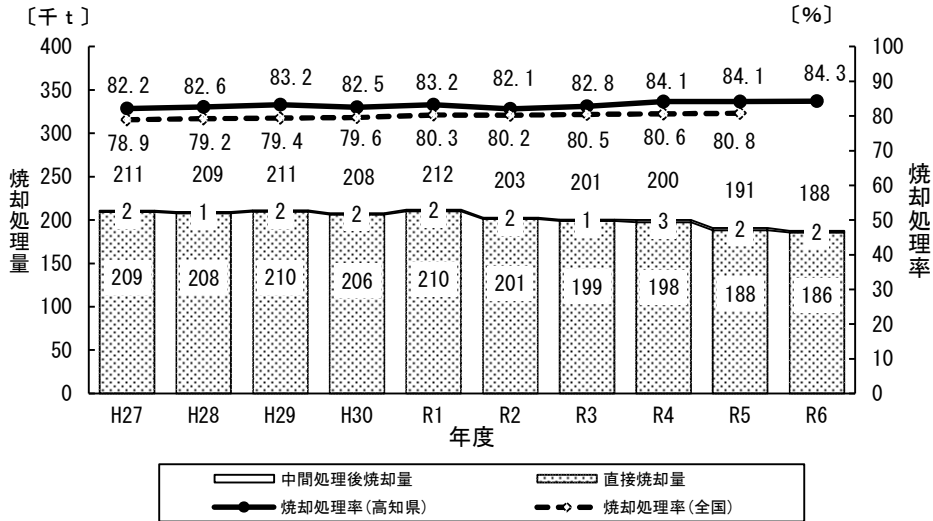
- ・紙類 : 紙パック、紙製容器包装、雑紙、その他の紙類を合わせたもの
- ・プラスチック類 : 白色トレイ、その他プラスチックを合わせたもの
- ・溶融スラグ : ごみ又はその焼却灰を1300℃以上の高温で溶融し、冷却・固化させたもの
- ・焼却灰・飛灰 : 焼却灰(焼却炉の底から排出されるもの)・飛灰(排ガスに含まれるばいじんを捕集したもの)のセメント原料化、飛灰の山元還元(飛灰に含まれる重金属を回収し、材料として再使用する)を合わせたもの
- ・固形燃料 (RDF) : Refuse Derived Fuel (廃棄物由来の燃料)の頭文字をとった名称で、生ごみやプラスチックなどのごみを砕いて乾燥させ、成形したもの
- ・固形燃料 (RPF) : Refuse Paper and Plastic Fuelの頭文字をとった名称で、古紙と廃プラスチックを主原料とし、一定の品質となるよう調整の上、圧縮成型したもの

図2-1-7 品目別再生利用量（令和6年度）

オ. 中間処理の概況

令和6年度の焼却処理量は、188千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

総処理量に対する焼却処理率は令和6年度では、84.3パーセントで令和5年度の全国平均（80.8パーセント）に比べ、わずかに高くなっています。平成27年度から令和5年度までの本県の焼却処理率は、全国平均に比べ1.9～3.8ポイント上回っています。



- 注1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。
- 注2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。
- 注3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注4) 焼却処理率：(直接焼却量+中間処理後焼却量)÷総処理量

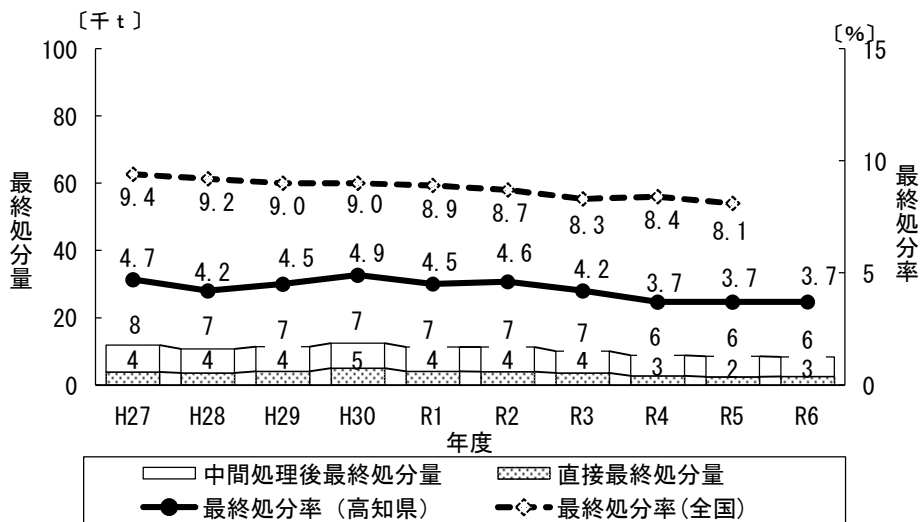
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図2-1-8 焼却処理量、焼却処理率の推移（平成27年度～令和6年度）

カ. 最終処分の概況

令和6年度における本県の最終処分量は8千トンで、その内訳は直接最終処分量2千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が6千トンとなっています。

また、総処理量に対する最終処分率は、令和6年度は3.7パーセントとなっており、近年、若干の減少傾向が見られます。



- 注1) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注2) 最終処分率：(直接最終処分量+中間処理後最終処分量)÷総処理量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図2-1-9 最終処分量及び最終処分率の推移（平成27年度～令和6年度）

キ. 市町村等におけるごみ処理施設の設置状況

①ごみ焼却施設

令和6年度末現在、本県では、ごみ焼却施設は8施設が稼動しています。

これら8施設は、いずれの施設も昭和56年（1981年）の建築基準法改正以降の整備であり、耐震基準を満たしているとともに、浸水区域外に設けられています。また、これらのうちごみの熔融処理施設は2施設、発電を行うものが4施設、熱利用を行うものが6施設となっています。

表 2-1-2 ごみ焼却施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域メルトセンター	80	14,086	ガス化熔融改質	2	2006 (平成18)	○	○
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合まほろばクリーンセンター	120	24,972	焼却	2	2017 (平成29)	○	○
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	101,836	焼却	3	2001 (平成13)	○	○
	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター	17.5	2,250	焼却	1	1996 (平成8)	—	—
中央西部	高知中央西部焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	11,944	焼却	2	2001 (平成13)	—	○
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター	60	6,077	焼却	2	1993 (平成5)	—	○
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	4,303	焼却	2	2002 (平成14)	—	—
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	140	27,063	ガス化熔融改質	2	2002 (平成14)	○	○

②ごみ固形燃料化施設（RDF）

令和6年度末現在、ごみ固形燃料化施設は1施設が稼動しています。

表 2-1-3 ごみ固形燃料化施設（RDF）の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	7,980	固形燃料化(RDF)	可燃ごみ、生ごみ(厨芥類)	2002 (平成14)

③不燃・粗大ごみ処理施設

令和6年度末現在、不燃・粗大ごみ処理施設は6施設が稼動しています。

表 2-1-4 不燃・粗大ごみ処理施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	4.8	493	破碎	粗大ごみ、不燃ごみ	1995 (平成7)
中央中部	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター粗大ゴミ処理工場	6	376	併用 ^{※1}	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成8)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ処理施設	10	866	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	1998 (平成10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ圧縮機	3	8	圧縮 ^{※2}	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和63)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター粗大ごみ処理施設	10	432	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成5)
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	5	812	破碎	粗大ごみ	2002 (平成14)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（粉砕）する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

④資源化施設

令和6年度末現在、資源化施設は12施設、保管施設29施設となっています。

表 2-1-5 資源化施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	654	選別	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成12)
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	40	選別	可燃ごみ	1988 (昭和63)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	5	481	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和58)
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	27	2,365	圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成2)
中央 西部	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	247	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成7)
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	690	選別、 圧縮・梱包	金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 可燃ごみ、不燃ごみ	2004 (平成16)
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	168	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成15)
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	851	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 粗大ごみ	2002 (平成14)
幡多 広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	24	選別、 圧縮・梱包	金属類	1982 (昭和57)
	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	50	選別、 圧縮・梱包	金属類、ガラス類	1999 (平成11)
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	98	選別	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和50)
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,107	圧縮・梱包	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成15)

表 2-1-6 保管施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	年間保管量 (t/年度)	処理対象廃棄物	使用開始 年度	備考
安芸 広域	安芸市	安芸市リサイクルプラザ	0	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、布類	2000 (平成12)	
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	ストックヤード	32	ペットボトル、その他	2019 (令和元)	
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	466	紙類、金属類、ガラス類、布類	1997 (平成9)	
	芸西村	芸西村ストックヤード	200	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、布類	2007 (平成19)	
	北川村	北川村長山ゴミ処理場	0	紙類、布類	1999 (平成11)	
	中芸広域連合	中芸広域連合リサイクルセンター	124	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック	2001 (平成13)	
中央 東部	香南市	香南ストックヤード	152	ガラス類、ペットボトル、 プラスチック	2001 (平成13)	
中央 中部	高知市	高知市再生資源処理センター	3,877	金属類、ガラス類、その他	1976 (昭和51)	
	高知市	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場	2,365	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成2)	
	高知市	春野清掃センター	0	紙類、ガラス類、布類、その他	1997 (平成9)	
	高知市	春野ストックヤード	0	金属類、その他	1999 (平成11)	
	いの町	吾北塵芥処理場	70	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類	1997 (平成9)	
	日高村	日高村一般廃棄物保管施設	31	ペットボトル、プラスチック	2014 (平成26)	
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター ストックヤード	333	ペットボトル、プラスチック布類	2014 (平成26)	
中央 西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター	874	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類	1998 (平成10)	
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみストックヤード	650	紙類、金属類、ペットボトル、布類	1996 (平成8)	
高幡 広域	須崎市	須崎市ホコラストックヤード	121	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル	2004 (平成16)	
	中土佐町	中土佐町榎ノ川 空き缶ストックヤード	1	紙類、その他	1999 (平成11)	
	津野町	津野町最終処分場保管施設	202	金属類、ガラス類、プラスチック、 布類、その他	1998 (平成10)	
	四万十町	クリーンセンター銀河	851	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、布類	2002 (平成14)	
幡多 広域	宿毛市	宿毛市環境管理センター	59	ガラス類	1996 (平成8)	
	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	24	金属類	1982 (昭和57)	
	土佐清水市	土佐清水市ストックヤード	20	ガラス類	2003 (平成15)	
	土佐清水市	土佐清水市廃蛍光灯保管施設	1	その他資源ごみ	1989 (平成元)	
	土佐清水市	土佐清水市リサイクルセンター	20	金属類	1999 (平成11)	
	大月町	大月町清掃センター	9	金属類	1983 (昭和58)	
	大月町	大月町環境クリーンセンター	41	紙類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル	1998 (平成10)	
	幡多広域市町 村圏事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	1,139	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成15)	
	幡多中央環境 施設組合	幡多中央環境施設組合 ストックヤード	150	その他資源ごみ	1999 (平成11)	

ク. 市町村等における一般廃棄物最終処分場の設置状況

令和6年度末現在、最終処分場は埋立中15施設、休止4施設となっています。

表 2-1-7 一般廃棄物最終処分場の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (㎡)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	処分場 の現状
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	1995 (平成7)	2005 (平成17)	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4,500	20,528	5	5,131	不燃ごみ	1990 (平成2)	2050 (令和32)	埋立中
	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7,000	130	3,286	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成13)	2020 (令和2)	埋立中
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8,747	90,000	0	81,253	不燃ごみ	1980 (昭和55)	2017 (平成29)	休止
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	室津埋立地	4,700	19,800	9	1,460	不燃ごみ	1996 (平成8)	2025 (令和7)	埋立中
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16,300	83,000	2,190	40,950	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2016 (平成28)	埋立中
	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9,306	54,000	0	14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1980 (昭和55)	1995 (平成7)	休止
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	1,243	114,963	不燃ごみ、その他	1985 (昭和60)	2054 (令和36)	埋立中
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	219	3,018	焼却残渣（主灰）、その他、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成13)	2029 (令和11)	埋立中
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15,000	122,000	1,121	72,963	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1994 (平成6)	2027 (令和9)	埋立中
	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2,400	19,000	0	1,244	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2020 (令和2)	埋立中
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91,000	515	41,920	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2004 (平成16)	2018 (平成30)	埋立中
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	24	3,285	不燃ごみ	1995 (平成7)	2010 (平成22)	埋立中
	中土佐町	中土佐町桐ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和62)	2010 (平成22)	埋立中
	四万十町	クリーンセンター銀河	2,100	12,700	246	2,036	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2034 (令和16)	埋立中
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13,700	115,000	616	44,164	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成8)	2053 (令和35)	埋立中
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成2)	2010 (平成22)	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13,600	114,707	233	16,031	不燃ごみ、その他、 破碎ごみ・処理残渣	1989 (平成元)	2030 (令和12)	埋立中
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7,000	21,000	195	2,520	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、 粗大ごみ	1998 (平成10)	2028 (令和10)	埋立中

ケ. 市町村等以外の一般廃棄物処理施設

令和6年度末現在、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けられ、食品リサイクル法に基づく魚あらを広域的に処理している施設のほか、剪定枝、汚泥等のリサイクル等を行っている施設は35施設となっています。

(2) し尿処理

ア. し尿の排出、処理等の概況

①生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口は近年横ばいとなっており、令和6年度で238千人となっています。また、汲み取り人口は減少傾向にあり、令和6年度で80千人となっています。

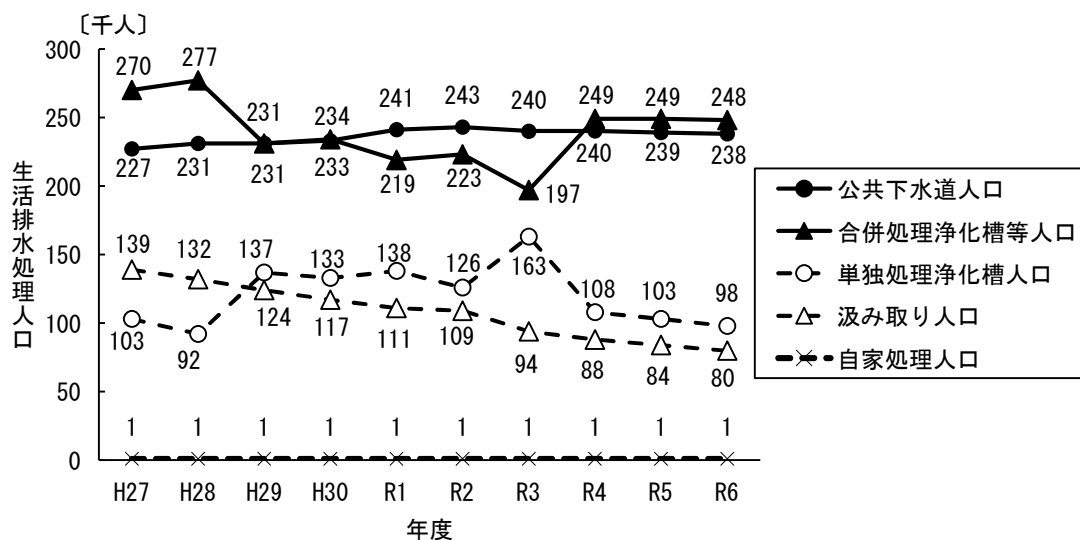
なお、合併処理浄化槽等（コミュニティプラント含む）人口と単独処理浄化槽人口は平成28年度から平成29年度にかけて大きく変動しますが、これは、算定方法の変更による影響です。

表 2-1-8 生活排水処理人口及びし尿等処理量のまとめ（令和6年度）

項目	数量	備考
総人口	666千人	
水洗化・生活雑排水処理人口	487千人	
公共下水道人口	238千人	
合併処理浄化槽等人口	248千人	集落排水処理人口（令和6年度15千人）、コミュニティプラント人口（令和6年度1千人）を含む
単独処理浄化槽人口	98千人	
汲み取り人口	80千人	
自家処理人口	1千人	
水洗化率	87.8%	（公共下水道人口＋合併処理浄化槽等人口＋単独処理浄化槽人口）÷総人口
生活排水処理率	73.1%	（公共下水道人口＋合併処理浄化槽等人口）÷総人口
し尿等処理量	326千kℓ	
し尿	119千kℓ	
浄化槽汚泥	207千kℓ	

注1) 人口及びし尿等処理量は、小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の値で計算した値とは一致しない場合がある。



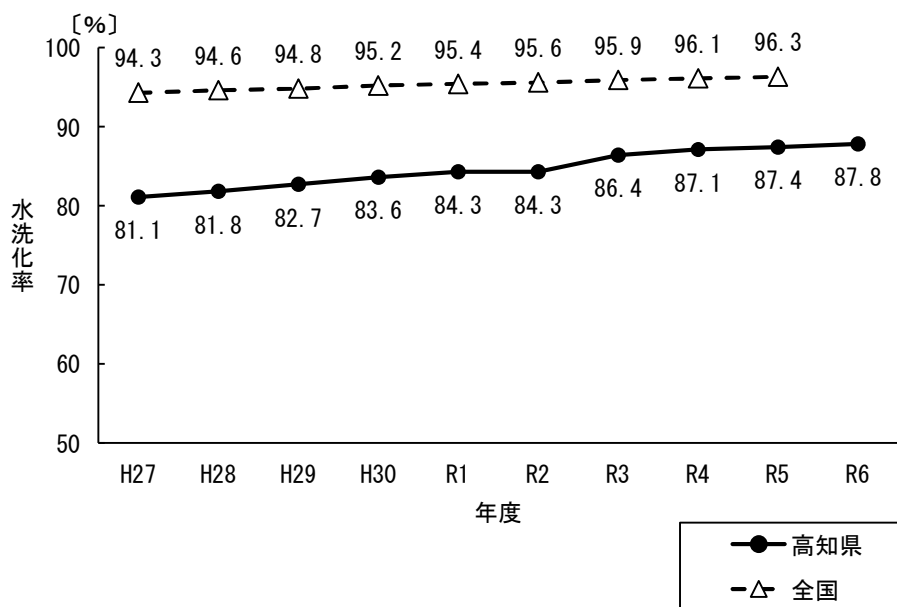
注) 平成29年度より算定方法を変更

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-10 生活排水処理人口の推移（平成27年度～令和6年度）

②水洗化率

令和6年度末現在、本県の水洗化率は87.8パーセントとなっており、平成27年度から令和6年度までの10年間では、6.7ポイント上昇しましたが、令和5年度では全国平均に比べ約9ポイント低くなっており、依然として生活排水処理施設の整備が全国より低い水準となっています。



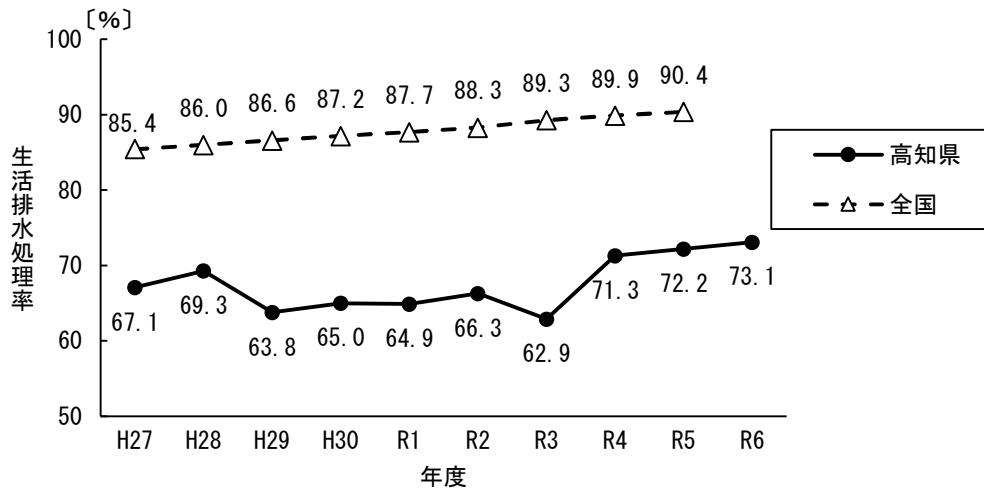
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-11 水洗化率の推移（平成27年度～令和6年度）

- ④ 生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント）、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）で行われています。公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂場からの排水）の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

③生活排水処理率

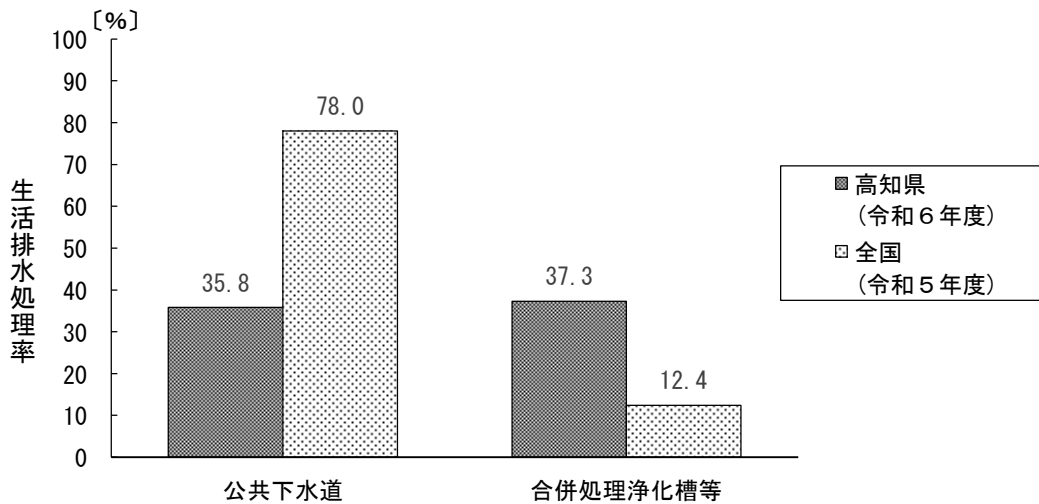
令和6年度末現在、本県の生活排水処理率は73.1パーセントとなっており、令和5年度では、全国平均に比べ約18ポイント低くなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-12 生活排水処理率の推移（平成27年度～令和6年度）

生活排水処理率の内訳をみると、本県では公共下水道が35.8パーセント、合併処理浄化槽等が37.3パーセントとなっており、生活排水処理を合併処理浄化槽等に依存する割合が高くなっています。



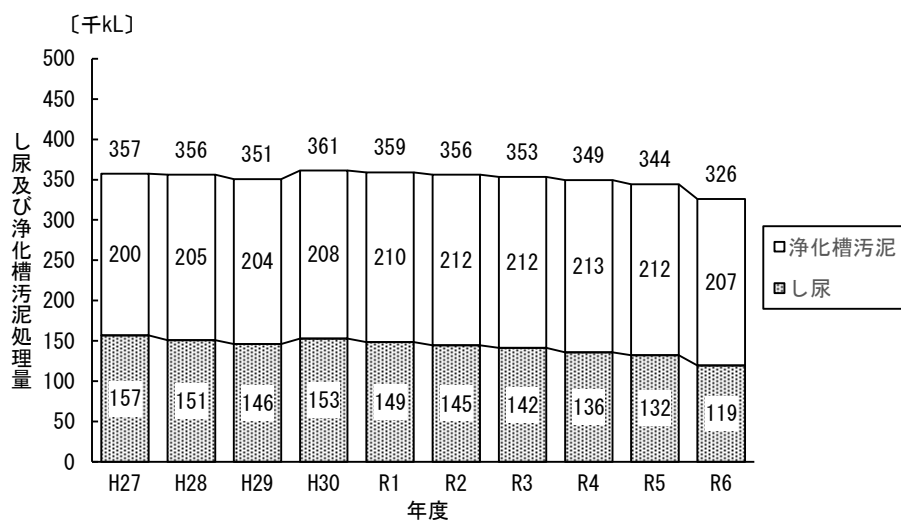
注) 合併処理浄化槽等：合併処理浄化槽に農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラントを加えたもの

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-13 生活排水処理率の内訳

④し尿等処理量

令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が119千キロリットル（処理量全体の36.5パーセント）、浄化槽汚泥が207千キロリットル（同63.5パーセント）、合計326千キロリットルとなっています。



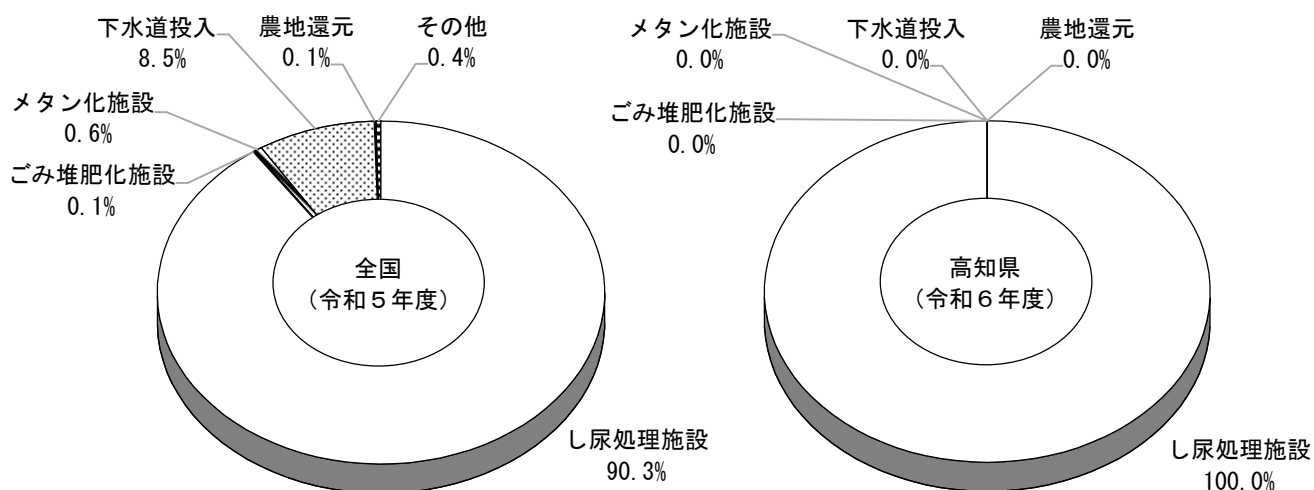
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-14 し尿等処理量の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、一般的に、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

全国及び本県のし尿等の処理・処分の内訳をみると、本県では収集したし尿等の全量がし尿処理施設で処理されています。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-15 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

令和6年度末現在、し尿処理施設は15施設が稼動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに堆肥、メタンガス等を回収する「汚泥再生処理センター」へ転換することを国が推進しています。

令和6年度末現在、本県における汚泥再生処理センターは、安芸市清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、四万十町汚泥再生処理施設若井グリーンセンター、高幡東部清掃組合汚泥再生処理センター、幡多西部消防組合幡西衛生処理センターの5施設が稼動しています。この他、汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っているし尿処理施設が4施設あります。

表 2-1-9 し尿処理施設の状況（令和6年度）

ブロック	事業主体	施設名	汚水処理						資源化処理			使用開始年度
			処理方式	処理能力 (kL/日)	処理量				処理方式	資源化能力		
					1日 当たり (kL/日)	年間 (kL/年度)	し尿 (kL/年度)	浄化槽 汚泥 (kL/年度)		汚泥等 (t/日)	有機性 廃棄物 (t/日)	
安芸広域	安芸市	安芸市清浄苑	高負荷膜分離	30	22	8,202	5,320	2,882	堆肥化	0.1	0	2004 (平成16)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	室戸清浄園	好希釈	35	30	10,946	5,788	5,158	その他	0	0	2015 (平成27)
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷膜分離	25	23	8,464	3,933	4,531		0	0	1996 (平成8)
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	71	26,013	10,741	15,272	その他	0	0	1996 (平成8)
	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合衛生センター	標脱	100	88	32,179	12,895	19,284	堆肥化	0.34	0	1988 (昭和63)
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	278	101,556	19,239	82,317	堆肥化	0	390	1984 (昭和59)
中央西部	仁淀川下流衛生事務組合	衛生センター	標脱	120	87	31,678	8,990	22,688	堆肥化	1	0	1999 (平成11)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター	嫌気	47	42	15,489	7,871	7,618	メタン発酵、堆肥化	2	0	1966 (昭和41)
高幡広域	四万十町	汚泥再生処理施設 若井グリーンセンター	高負荷膜分離	44	37	13,404	7,715	5,689	リン回収、助燃剤製造	0.2	0	2013 (平成25)
	高幡東部清掃組合	汚泥再生処理センター	高負荷膜分離	64	48	17,538	8,076	9,462	堆肥化	2.5	0	2016 (平成28)
幡多広域	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷膜分離	31	27	9,930	7,315	2,615	堆肥化、その他	0	0	2002 (平成14)
	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	54	19,876	6,588	13,288	その他	0	0	1984 (昭和59)
	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	7	2,459	1,146	1,313		0	0	2003 (平成15)
	黒潮町	黒潮町衛生センター	膜分離	40	30	11,035	5,109	5,926		0	0	1998 (平成10)
	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	44	16,073	7,840	8,233	助燃剤製造	3	0	2006 (平成18)

注1) 汚水処理量は令和6年度実績

注2) 汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っている施設

：香南香美衛生組合衛生センター、高知市東部環境センター、高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター、土佐清水市衛生センター

注3) 資源化処理の処理方式のうち「その他」は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「リン回収」、「助燃材製造」、「炭化」以外のものとする。

2. 前回の計画目標の達成状況と課題

(1) 前回の計画目標の達成状況

ア. 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

「第5期高知県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定、以下「前回計画」という。）で定めた本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標は、以下のとおりです。

本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標（目標年度：令和7年度）

ア. 排出量を平成30年度に対し約9パーセント削減する。

イ. 再生利用量を約25パーセントに増加する。

ウ. 最終処分量を平成30年度に対し、約16.6パーセント削減する。

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を537グラム（平成30年度に対して約10.3パーセント削減）に削減する。

イ. 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況

前回計画の目標の達成状況は下表のとおりです。令和6年度の実績では、排出量が223千トン、リサイクル率が20.0パーセント、最終処分量が8千トン、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が565グラムとなっており、ア. 排出量、ウ. 最終処分量は目標を達成していますが、イ. リサイクル率、エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標達成に至っていません。

また、令和6年度の実績から見込まれる令和7年度の推計においても、目標達成は困難な見込みです。

表2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況

項目	H30年度 実績		R6年度 実績		R7年度 推計	R7年度 目標
排出量（千t）	252	→ 11.6%減	223	→	221	231
リサイクル率（%） （再生利用量（千t））	20.7 (52)	→ 0.7%減	20.0 (45)	→	20.0 (44)	25 (56)
最終処分量（千t）	12	→ 33.1%減	8	→	8	10
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（g/人・日）	592	→ 4.6%減	565	→	568	537

(2) 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の達成状況からみえる課題

- ・ 排出量及び最終処分量は、人口の減少に伴い、減少傾向が続いていますが、更なるごみの減量化に向け、引き続き生活系ごみの発生抑制に努める必要があります。
- ・ 再生利用量（リサイクル率）は令和5年度の全国平均（19.5パーセント）を少し上回る値ではあるものの、目標達成には至っておらず、引き続きリサイクル率の向上に努める必要があります。なお、量販店で回収された食品トレー等は、様々なルートでリサイクルされていますが、その実態把握が困難であることから、リサイクル率には反映されていません。全国的にも、この「市町村を介さない資源回収・利用」の影響は大きいと考えられており、本県においても、実際のリサイクル率は、より高水準であると考えられます。
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、目標を達成していないものの、平成30年度から4.6パーセント減となっており、ごみの排出抑制やリサイクル・分別回収に対する意識が着実に浸透・向上していると考えられます。引き続きごみの排出抑制等の周知・啓発を図っていくことが必要です。

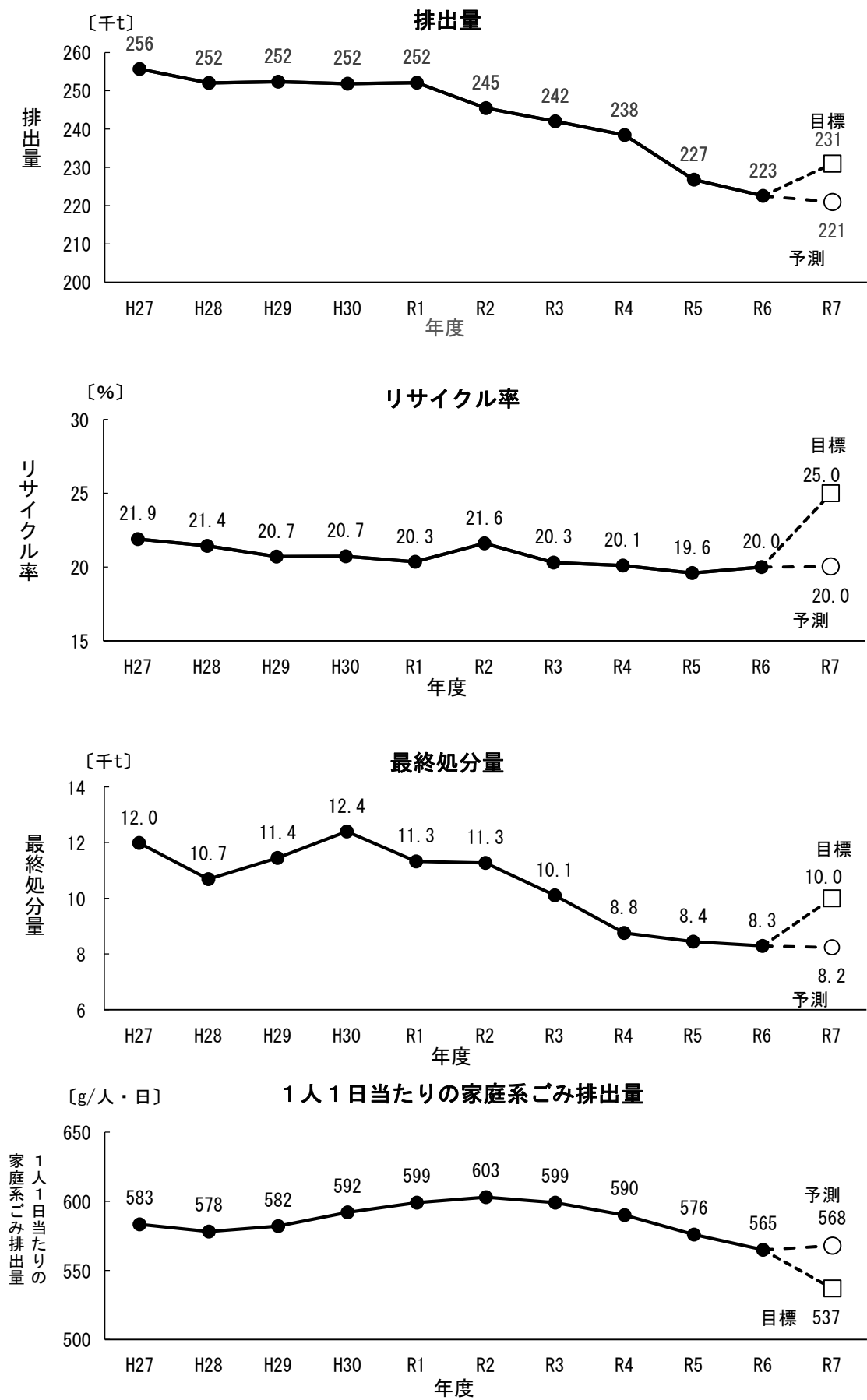


図 2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標と実績の比較

3. 廃棄物発生量の見込み

(1) 将来予測

ア. ごみ

ごみの将来推計は、事業系ごみ、生活系ごみ、集団回収に区分して、それぞれ行いました。

生活系ごみと事業系ごみについては、県民1人1日当たり及び従業員1人当たりの排出量に活動量（排出者総数）を乗じることで将来の排出量を求めました。集団回収量の予測は、令和6年度における生活系ごみに対する比率を用いて求めました。

県民1人1日当たりの排出量及び従業員1人当たりの排出量は、実績値の推移状況から設定しました。

活動量のうち、将来人口及び将来従業員数は、市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの推移状況をもとに推計しました。

① 排出量

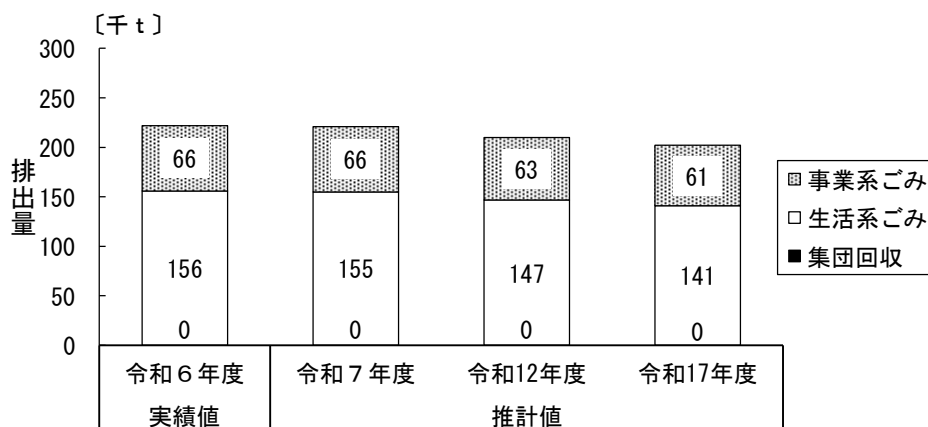
排出量については、令和12年度は210千トン、令和17年度は202千トンとなり、令和6年度の223千トンに比べて令和12年度では約6パーセント、令和17年度では約9パーセント減少すると推計されます。この主な要因は、人口の減少や2Rの取組を進めることにより、生活系ごみの排出量が少なくなること等によるものです。

表 2-3-1 排出量の将来推計

[千t, 千人]

項目	実績値		推計値	
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
排出量	223	221	210	202
事業系ごみ	66	66	63	61
生活系ごみ	156	155	147	141
集団回収	0	0	0	0
人口	666	659	643	628

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-1 排出量の将来推計

②処理・処分量

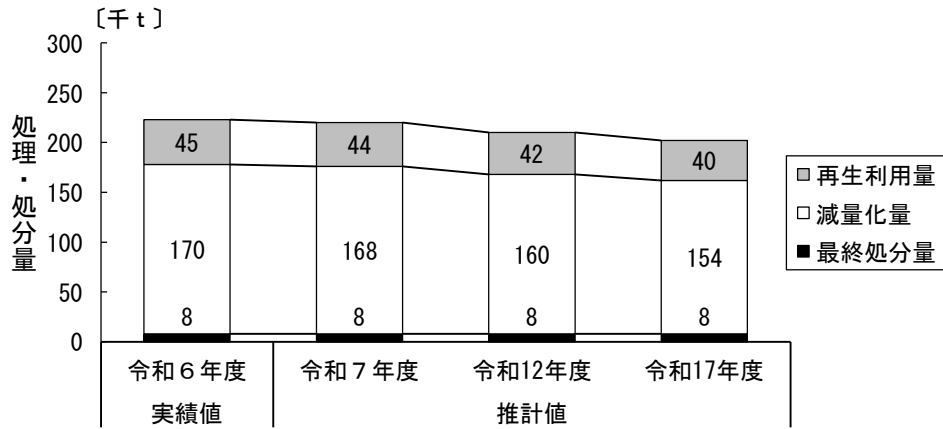
処理・処分量については、令和12年度の再生利用量は42千トン、最終処分量は8千トン、令和17年度の再生利用量は40千トン、最終処分量は8千トンと推計されます。

表 2-3-2 処理・処分量の将来推計

[千t]

項目	実績値		推計値	
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
処理・処分量	222	221	210	202
再生利用量	45	44	42	40
減量化量	170	168	160	154
最終処分量	8	8	8	8

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-2 処理・処分量の将来推計

イ. し尿

し尿等処理量は、し尿と浄化槽汚泥に分けて、それぞれ将来推計を行いました。

し尿処理量と浄化槽汚泥処理量については、1人1日当たりのし尿、浄化槽汚泥の処理量(収集原単位)に活動量(処理人口)を乗じて求め、将来の排出量を求めました。

活動量は、し尿については汲み取り人口とし、浄化槽汚泥については合併処理浄化槽(農業・漁業集落排水処理、コミュニティプラントを含む)及び単独処理浄化槽人口を合わせたものとしてしました。

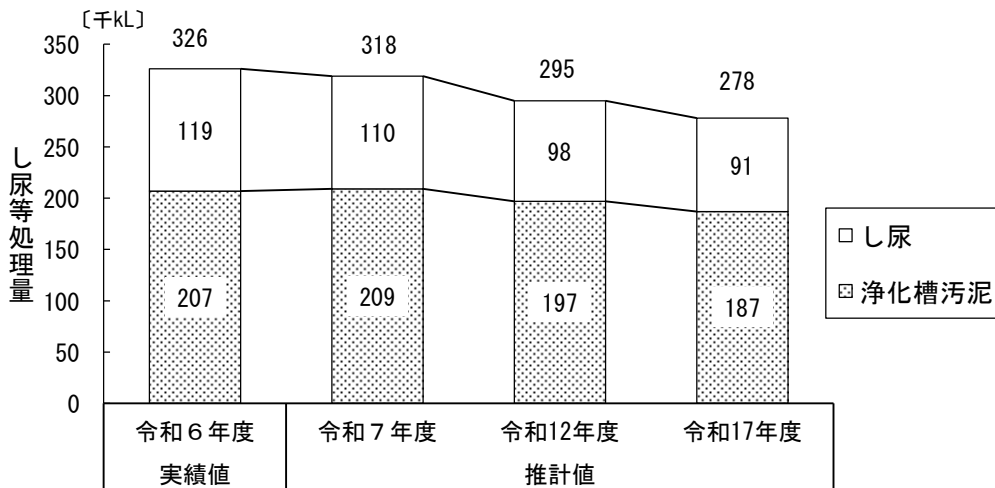
将来のし尿等処理量は、令和17年度は278千キロリットルと推計されます。

また、し尿等処理量の内訳についてみると、し尿処理量は減少傾向をたどり、浄化槽汚泥処理量は令和7年度に微増しますが、それ以降は減少傾向と推計されます。

表 2-3-3 し尿等処理量の将来推計

項 目		実績値		推計値	
		令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
1人1日当りの処理量(L/人・日)	し尿	4.06	3.81	3.76	3.73
	浄化槽汚泥	1.64	1.67	1.68	1.68
処理人口(千人)	し尿	80	79	71	67
	浄化槽汚泥	346	342	322	304
し尿等処理量(千KL)		326	318	295	278
	し尿	119	110	98	91
	浄化槽汚泥	207	209	197	187

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-3-3 し尿等処理量の将来推計

4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

(1) 基本方針

ア. 計画の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け厚生省通知）を受けて、平成11年6月に、県内市町村の相互協力によってごみ問題に係る諸課題を解決するための指針として「高知県ごみ処理広域化計画」をとりまとめ、以降、市町村と連携しながら一般廃棄物焼却施設の広域化・集約化に取り組んでいます。

そうした中、環境省は令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環境省通知）を発出し、県に、令和32（2050）年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を求めています。

人口減少や3Rの推進による1人当たりのごみ排出量の減少など、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化しているなかで、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討する必要があることから、今般、「高知県ごみ処理広域化計画」を見直すものです。

イ. 計画期間

計画期間は、令和32年度までの25年間とし、必要に応じて、廃棄物処理計画改定の機会（5年ごと）に見直すこととします。

ウ. 計画の基本方針

以下の5つの方針に沿って県、市町村及び一部事務組合間で連携し、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討します。なお、具体的な検討については、既存施設の更新時期等に合わせて関係市町村及び一部事務組合から構成される協議会を立ち上げる等により、広域化・集約化に関する検討を行います。

①持続可能な適正処理の確保

- ・老朽化した廃棄物処理施設の更新、リチウム蓄電池による火災発生防止など、持続可能な適正処理を確保できる体制
- ・広域化・集約化による施設整備費や処理費の削減
- ・エネルギーの外部供給による収入確保、中継基地等設置による収集運搬の効率化

②気候変動対策の推進

- ・廃棄物処理に係る一連の工程におけるエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減

③資源循環の強化

- ・特にプラスチック資源の分別回収による効率的な資源循環の促進を図るための、広域ブロック内で統一された分別収集システム
- ・必要に応じ、拠点となるリサイクルプラザ等の整備
- ・メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマスの利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入

④災害対策の強化

- ・災害時におけるごみ処理事業の継続性の確保及び各施設の強靱化

⑤地域への多面的価値の創出

- ・地域のエネルギーセンターとしての機能や環境教育・環境学習の場としての機能など、地域への新たな価値の創出

(2)現時点での広域化状況

ア. 県内の地域区分

県内の地域区分は、平成 11 年 6 月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域ブロックを原則とします。

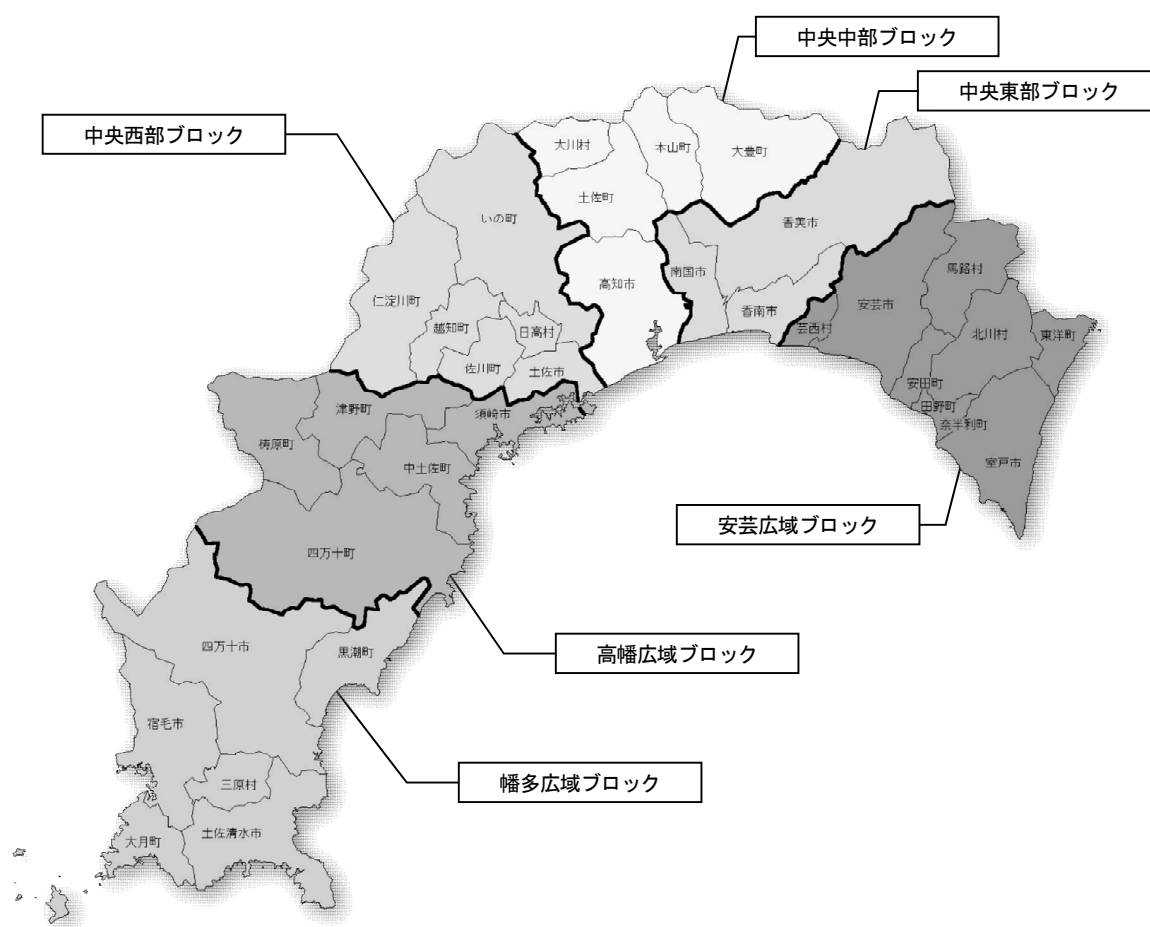
表 2-4-1 広域ブロックの概要

ブロック	人口 (千人) ※1	面積 (km ²) ※2	構成市町村
安芸広域	42	1,128	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	103	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	323	1,066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	73	1,153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	48	1,405	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多広域	77	1,560	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
合計	666	7,102	

※1 令和 6 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

※2 平成 6 年 4 月 1 日現在（「令和 6 年度高知県統計書」抜粋）

注) 人口及び面積は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 市町村区分は令和 7 年 4 月 1 日現在

図 2-4-1 地域区分の状況

イ. 本県のごみ焼却施設の現状

	広域化計画策定当時 (平成11年度)	広域化計画策定当時 の目標	令和2年度時点	→	現状(令和7年度)					
安芸広域ブロック	東洋町 室戸市	50t/16h S57 芸東衛生組合	安芸広域市町村圏 事務組合 ・80t/24h (H18稼働開始)	→	東洋町 室戸市	安芸広域市町村圏 事務組合 ・80t/24h				
	奈半利町 田野町	16t/8h S63			奈半利町 田野町					
	北川村	2t/8h S57			北川村					
	馬路村	4t/8h S61			馬路村					
	安田町	8t/8h S58			安田町					
	安芸市	20t/8h S48			安芸市					
	芸西村	6t/8h S63			芸西村					
		新施設整備								
中央東部ブロック	南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村	160t/24h H4 香南清掃組合	香南清掃組合 ・120t/24h (H29稼働開始)	→	南国市	香南清掃組合 ・120t/24h				
					香南市					
					香南市					
					香南市					
					香美市					
		新施設整備								
中央中部ブロック	高知市	450t/24h S55	高知市 ・600t/24h (H13稼働開始)	→	高知市	高知市 ・600t/24h				
	鏡村	0.4t/日								
	土佐山村	1t/8h H6								
	本山町 土佐町	16t/8h H8 嶺北広域行政事務組合			嶺北広域行政事務組合 ・17.5t/8.75h (H8稼働開始)		→	本山町 土佐町	嶺北広域行政事務組合 ・17.5t/8.75h	
	大豊町	6t/8h S63						大豊町		
	大川村	2t/8h H5						大川村		
	本川村	4t/8h S52						いの町本川		
					新施設整備					
中央西部ブロック	吾北村	6t/8h S49	高知中央西部 焼却処理事務組合 ・120t/24h (H13稼働開始)	→	土佐市	高知中央西部 焼却処理事務組合 ・120t/24h				
	土佐市	40t/8h H10			いの町					
	伊野町 日高村	30t/8h S51 仁淀川中央清掃組合			日高村					
	春野町	30t/8h S57								
	池川町 吾川村 佐川町 越知町 仁淀村	40t/8h H6 高吾北広域町村事務組合			仁淀川町		高吾北広域町村 事務組合 ・60t/24h (H5稼働開始)	→	佐川町	高吾北広域町村 事務組合 ・60t/24h
					越知町					
		新施設整備								
高幡広域ブロック	須崎市 中土佐町 葉山村 大野見村	45t/8h S51 高幡東部清掃組合	高幡東部清掃組合 ・53t/8h (RDF) (H14稼働開始)	→	須崎市 中土佐町 梶原町 津野町	高幡東部清掃組合 ・53t/8h (RDF)				
	窪川町	20t/8h H3 (窪川) 3t/8h S48 (興津)								
	大正町	4t/8h S58								
	十和村	5t/8h S58								
	梶原町 東津野村	6t/8h H10 (RDF) 津野山広域町村事務組合			津野山広域事務組合 ・6t/8h (RDF) (H10稼働開始)		→	四万十町	四万十町 ・25t/8h (H14稼働開始)	
								四万十町		
		新施設整備								
幡多広域ブロック	宿毛市	40t/8h S53	幡多広域市町村圏 事務組合 ・140t/24h (H14稼働開始)	→	宿毛市	幡多広域市町村圏 事務組合 ・140t/24h				
	中村市 大方町	50t/8h H3 幡多中央環境施設組合			四万十市					
	佐賀町	4t/8h S63			黒潮町					
	土佐清水市	30t/8h S63			土佐清水市					
	大月町	12t/8h S58			大月町					
	西土佐村	5t/8h S50			三原村					
	三原村									
					新施設整備					

図2-4-2 ごみ処理広域化計画策定当時の目標と現在の状況

ウ. 本県のマテリアルリサイクル推進施設の現状

①ごみ堆肥化施設

ごみ堆肥化施設は、令和6年度までにすべて廃止されており、堆肥化施設はありません。

②プラスチック類の資源化等を行う施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	27	2,365	圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成2)
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	690	選別、 圧縮・梱包	金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 可燃ごみ、不燃ごみ	2004 (平成16)

③その他の資源化等を行う施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	654	選別	紙類、金属類、ガラス類、その 他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成12)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	5	481	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和58)
高幡 広域	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	168	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、その 他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成15)
幡多 広域	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	50	選別、 圧縮・梱包	金属類、ガラス類	1999 (平成11)
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,107	圧縮・梱包	紙類、その他資源ごみ、ペット ボトル	2003 (平成15)

④不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	4.8	493	破碎	粗大ごみ、不燃ごみ	1995 (平成7)
中央 中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	376	併用 ^{※1}	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成8)
中央 西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	866	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ圧縮機	3	8	圧縮 ^{※2}	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	432	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成5)
幡多 広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	812	破碎	粗大ごみ	2002 (平成14)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（粉碎）する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

エ. 広域化・集約化の進捗状況

本県のごみ焼却施設数は、平成10年度には30施設でしたが、平成18年度以降は8施設（RDF（ごみ固形燃料化）施設を除く）であり、約7割減少しました（全国は、H10:1,769施設がR4:1,016施設に約4割減少）。

一方、施設（RDF施設を除く）の平均処理能力は、平成10年度には37トン/日でしたが、令和4年度は145トン/日であり、大幅に増加しました（全国は、H10:109トン/日がR4:172トン/日に約6割増加）。

また、全連続式の施設数は、平成10年度には2施設と全体の約7パーセントでしたが、令和4年度は6施設と全体の75パーセントに増加しています（全国は、H10:474施設（全体の約27パーセント）がR4:682施設（全体の約67パーセント）に増加）。

計画の目標（各ブロックそれぞれでごみ焼却施設1施設）を達成しているのは、安芸広域ブロック、中央東部ブロック、幡多広域ブロックです。

これらのことから、ごみ焼却施設の広域化・集約化に関する本県の取組は、全国より進んでいる傾向にあります。

マテリアルリサイクル推進施設については、各自治体において、区域内のごみ処理を行うために必要な施設を整備・維持している状況です。

今後、特にプラスチックについてのリサイクルの推進が求められていることから、リサイクルに向けた拠点施設を整備する必要があると考えられます。新たに施設の整備を検討する際には、周辺自治体との広域的な処理についても検討する必要があります。

オ. ブロック区割りのあり方

令和7年6月に実施した市町村アンケート調査（ブロック区割り設定について）では、広域処理単位を「現ブロック区割りを基本に検討するべき」とする回答が82パーセント（28/34市町村）、「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」が18パーセント（6/34市町村）と、現ブロック区割りを基本とするべきとの意見が多数ある一方で、現ブロック区割りを越えたさらなる広域化が必要との意見も挙げられました。

①「現ブロック区割りを基本に検討するべき」の主な理由は以下のとおりです。

- ・ 現ブロック区割りを超える広域化は、収集運搬・中間処理に係るコスト増を招くおそれがあるため
- ・ 災害時の対応として、一定の施設数を確保する必要があるため
- ・ 現ブロック区割りをベースとする広域処理は、20年以上の実績を有するため

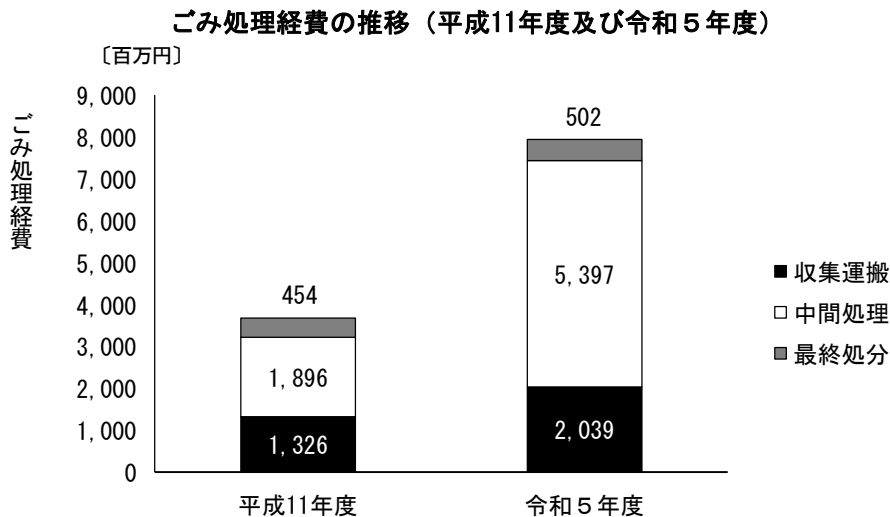
②「現ブロック区割りを越えた更なる広域化について検討するべき」の主な理由は以下のとおりです。

- ・ 今後、更なる人口減少・高齢化の進行が想定されるため
- ・ より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため
- ・ 施設の維持・改修費を確保するためには、広域化による財源確保が必要であるため

こうした意見を踏まえ、ブロック区割りについては、現ブロック区割りを土台として、人口減少に伴うごみの排出量の減少や災害時の代替性などを勘案しながら、地域の実情に応じて柔軟に検討していくこととします。

<本県のごみ処理経費の推移>

- ・ 平成11年から令和5年までの間、処理及び維持管理費の総額（収集運搬費を含む）、「収集運搬費」及び「中間処理費」とも増加しています。



(3) 今後の取組方針（県の役割）

本計画の趣旨に掲げるとおり、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、県、市町村及び一部事務組合間で検討体制を設け、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討していくこととします。

検討において、県は、ブロックごとの施設整備計画や過渡期の対応等を把握した上で、施設の更新や大規模修繕を行う場合には、周辺自治体との広域化の可能性に関する技術的助言を行い、広域化・集約化の進行管理を行うなど積極的に関わっていきます。

ア. 各ブロックにおける廃棄物処理体制

将来の人口及び廃棄物発生量予測を基に、基本方針（持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出）に沿って安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を検討します。

その際、生活系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、排出抑制、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行います。

イ. ブロックのあり方

人口減少に伴うごみの排出量の減少や、災害発生時の広域処理を見据えて、最も安定的かつ効率的な廃棄物処理体制となるブロックを市町村と協議しながら検討していきます。

ウ. ごみ処理施設の集約化

今後発生しうる様々な情勢変化に対応するため、ごみ処理施設の集約化及び広域的な整備に向けて継続して検討します。

その際、広域化・集約化によるごみ処理事業経費の効率化を評価するにあたっては、ごみ処理事業全体での経費を把握した上で、定量的に評価することに留意します。

また、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の削減及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、プラスチック資源の分別回収による効率的な資源循環やデジタル技術の導入などを検討していきます。

エ. 災害対策の強化、各施設間の相互支援体制の構築

本県では、今後30年以内に60パーセントから90パーセント程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備えて取組を進めています。

このうち、災害廃棄物の処理については、平成30年度に県内6ブロックに設置された災害廃棄物処理広域ブロック協議会において、市町村間の広域処理体制の構築に向けた仮置場候補地の検討・選定や、施設間及び関係団体との災害協定の締結などについて継続して検討していきます。

また、都道府県域を越える広域的な処理体制の構築に向けても、環境省及び関係自治体との連携体制の構築を進めます。

第3章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の処理状況

本県が令和7年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和6年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は1,392千トンと推計されます。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計766千トン（排出量の65.3パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は366千トン（同31.2パーセント）、最終処分量は41千トン（同3.5パーセント）となっています。

表3-1-1 産業廃棄物の排出及び処理・処分状況のまとめ（令和6年度）

項目	数量 ^{※1}	割合 ^{※2}	備考
不要物等発生量	1,392千t (1,392,151t)		総排出量＋有償物量
総排出量	1,374千t (1,373,858t)		不要物等発生量－有償物量
排出量	1,173千t (1,173,126t)	100%	総排出量－動物のふん尿
再生利用量	766千t (765,765t)	65.3%	
減量化量	366千t (365,986t)	31.2%	排出量－再生利用量－最終処分量
最終処分量	41千t (41,375t)	3.5%	
有償物量	18千t (18,293t)	－	
動物のふん尿	201千t (200,732t)		
資源化量	985千t (984,790t)		再利用量＋有償物量＋動物のふん尿

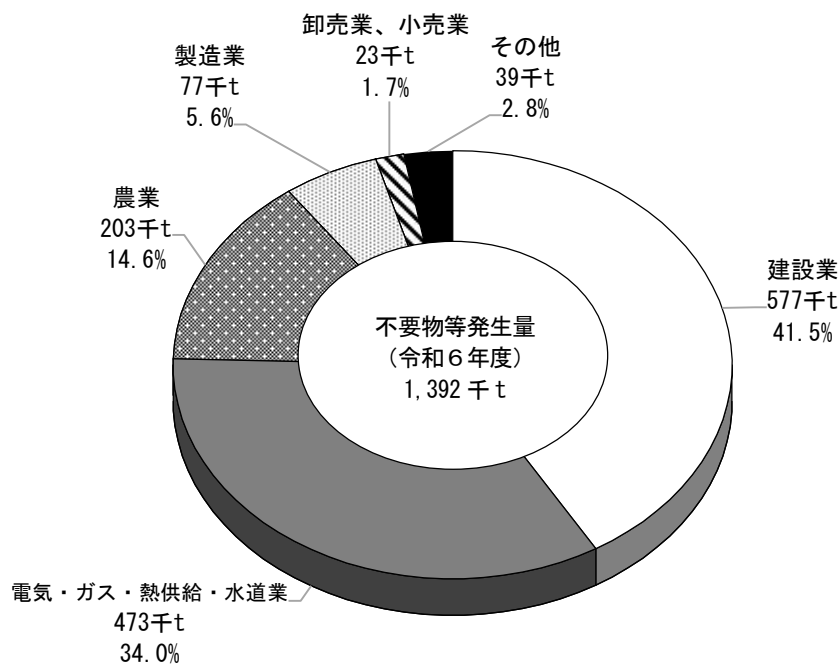
※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、() で示した数量により求めた。

ア. 発生状況

令和6年度において、県内の事業所等から発生した不要物等発生量は1,392千トンと推計されています。

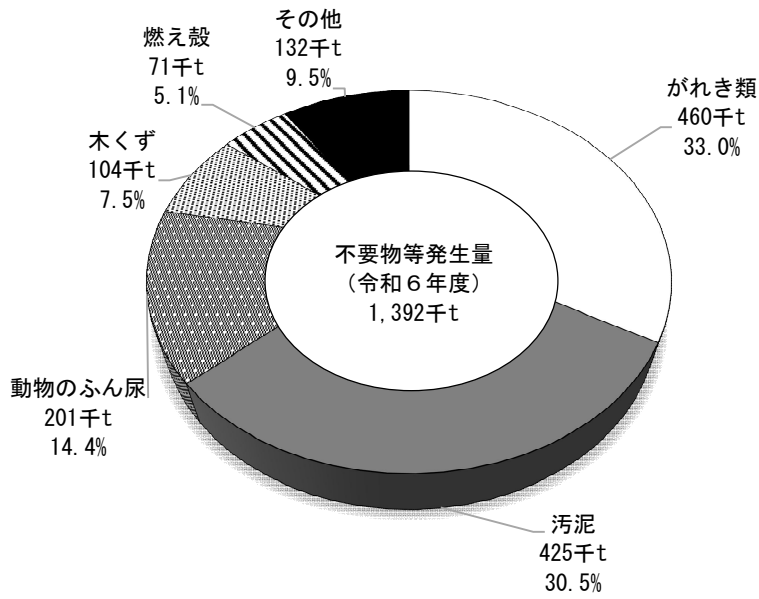
業種別に見ると、建設業が577千トンで最も多く、不要物等発生量全体の41.5パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業、農業、製造業、卸売業、小売業の順となっており、これらが上位5業種で全体の97パーセント以上を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図3-1-1 業種別不要物等発生量（令和6年度）

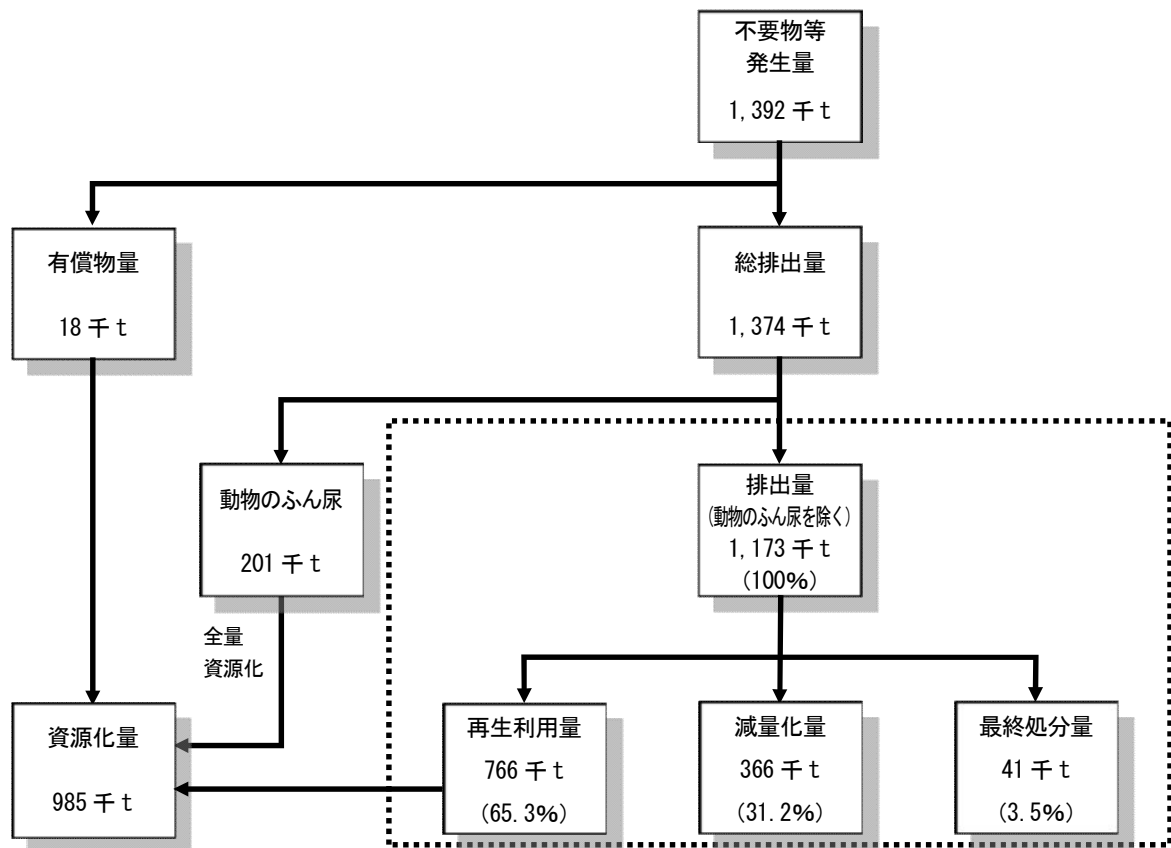
種類別に見ると、がれき類が460千トンで最も多く、不要物等発生量全体の33.0パーセントを占めています。次いで、汚泥、動物のふん尿、木くず、燃え殻となっており、上位5品目で全体の約90パーセントを占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-2 種類別不要物等発生量 (令和6年度)

産業廃棄物の概略処理フローは下図のとおりです。



- 注1) () は排出量に対する割合
 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。
 注4) [] 産業廃棄物の減量化目標に係る項目
 注5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。
- ・ 不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
 - ・ 総排出量 : 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
 - ・ 有償物量 : 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されることがなく有償で売却した量
 - ・ 資源化量 : 有償物量と再生利用量を合わせた量
 - ・ 動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
 - ・ 再生利用量 : 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
 - ・ 減量化量 : 排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量
 - ・ 最終処分量 : 排出事業者又は処理業者等で最終処分された量

図 3-1-3 産業廃棄物の概略処理フロー（令和6年度）

💡 動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難です。また、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出量の状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出量の状況

不要物等発生量から有償物量 18 千トン及び動物のふん尿 201 千トンを除いた排出量は 1,173 千トンとなっています。

業種別排出量は、建設業が 573 千トンで最も多く、排出量全体の 48.8 パーセントを占めていますが、建設リサイクル法に基づく再生利用の取組が行われており、排出量に占める再生利用の割合は 94.7 パーセントと各業種の中で最も高くなっています。

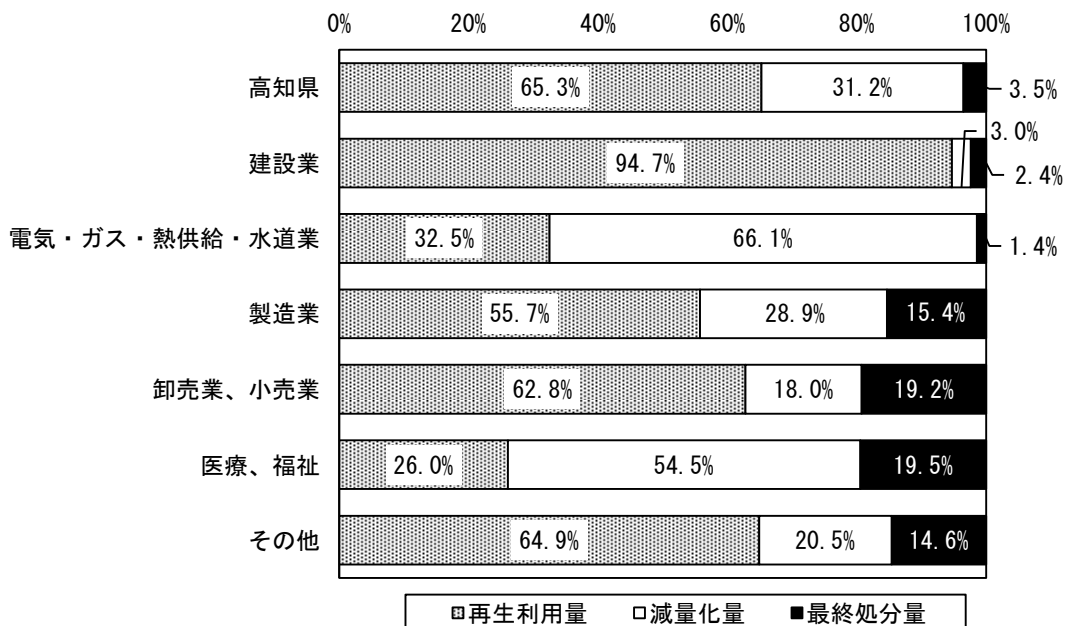
また、その他の業種では、電気・ガス・熱供給・水道業で、汚泥の脱水などにより減量化の割合が高くなるなど、県全体で再生利用、減量化が図られており、最終処分量を低く抑えています。

表 3-1-2 業種別の処理・処分状況（令和 6 年度）

[千 t]				
業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県	1,173 (100%)	766 (65.3%)	366 (31.2%)	41 (3.5%)
建設業	573 (100%)	542 (94.7%)	17 (3.0%)	14 (2.4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	473 (100%)	154 (32.5%)	312 (66.1%)	7 (1.4%)
製造業	64 (100%)	36 (55.7%)	19 (28.9%)	10 (15.4%)
卸売業、小売業	23 (100%)	14 (62.8%)	4 (18.0%)	4 (19.2%)
医療、福祉	16 (100%)	4 (26.0%)	9 (54.5%)	3 (19.5%)
その他	24 (100%)	15 (64.9%)	5 (20.5%)	3 (14.6%)

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-4 業種別の処理・処分状況（令和 6 年度）

種類別排出量は、がれき類が460千トンで最も多く、全体の39.2パーセントを占めています。

処理の内訳でみると、リサイクル率は、がれき類、燃え殻が特に高く、木くずも高くなっています。また、減量化率が高いものは汚泥で、県全体の減量化の多くを占めています。

がれき類は建設資材としての再生利用、汚泥は脱水による減量化、燃え殻はセメント原料化等中間処理を適切に行うことにより、最終処分の割合が低くなっていると推察されます。

一方、廃プラスチック類やその他に該当する鉱さい等は、本県での再生利用の方法や体制が十分に確立されておらず、減量化が進まないことから、最終処分の割合が高くなっていると考えられます。

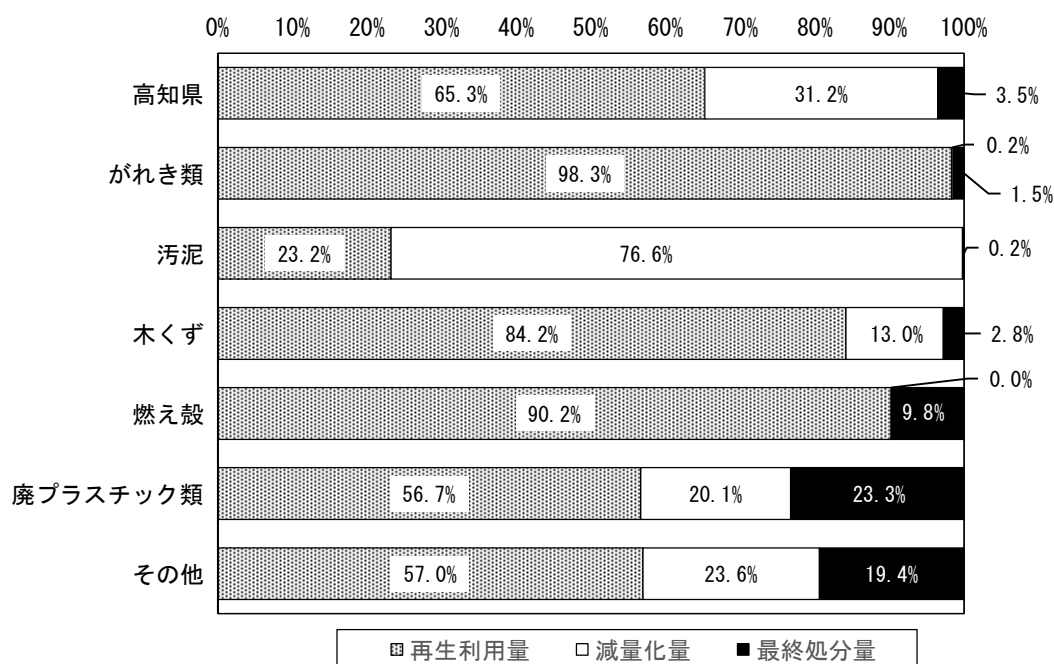
表 3-1-3 種類別の処理・処分状況（令和6年度）

[千t]				
種 類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県	1,173 (100%)	766 (65.3%)	366 (31.2%)	41 (3.5%)
がれき類	460 (100%)	452 (98.3%)	1 (0.2%)	7 (1.5%)
汚泥	425 (100%)	99 (23.2%)	325 (76.6%)	1 (0.2%)
木くず	99 (100%)	84 (84.2%)	13 (13.0%)	3 (2.8%)
燃え殻	71 (100%)	64 (90.2%)	0 (0.0%)	7 (9.8%)
廃プラスチック類	33 (100%)	19 (56.7%)	7 (20.1%)	8 (23.3%)
その他	85 (100%)	48 (57.0%)	20 (23.6%)	16 (19.4%)

注1) 千トン未満の量は、表中では0と記載している。

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

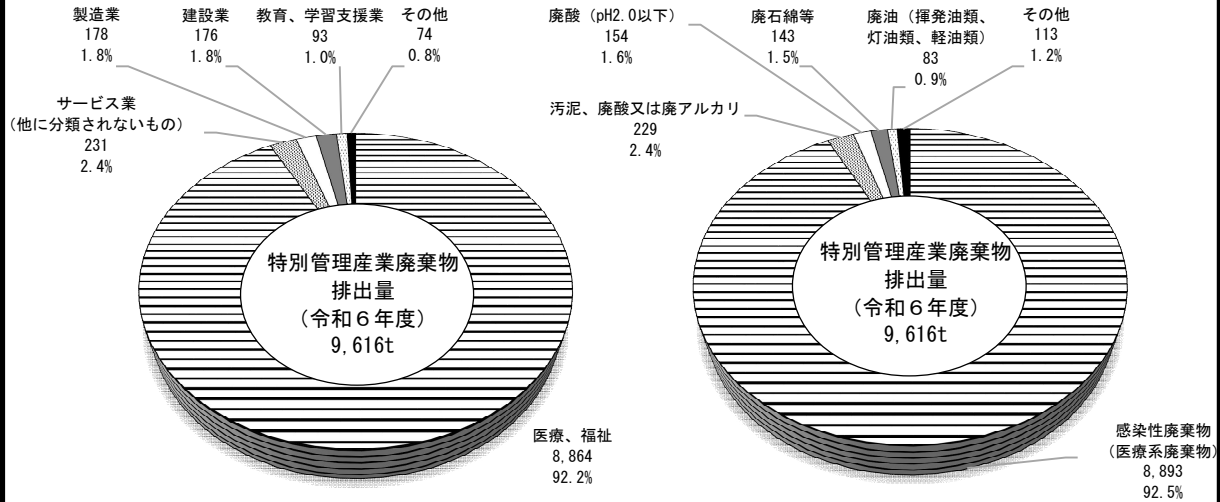


注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-5 種類別の処理・処分状況（令和6年度）

【参考】特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分の状況

令和6年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、9,616トンとなっており、業種別にみると、医療、福祉が8,864トンで最も多く、全体の92.2パーセントを占めています。排出量を種類別にみると、感染性廃棄物が8,893トンで最も多く、全体の92.5パーセントを占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出状況 (令和6年度)

特別管理産業廃棄物の処理・処分量の内訳をみると、排出量の1.8パーセントが再生利用され、73.4パーセントが減量化しており、残りの24.8パーセントが最終処分となっています。

排出量が最も多い感染性廃棄物の処理・処分状況は、74.9パーセントが中間処理として破砕・滅菌・焼却処理等により減量化され、25.1パーセントが最終処分されています。

汚泥、廃酸又は廃アルカリ (特定の有害物質を含むもの)、廃酸 (pH2.0以下) 及び廃油は、焼却や中和又は油水分離などの中間処理を経て、ほとんどが再生利用又は減量化されています。廃石綿等については、全量が最終処分されています。

特別管理産業廃棄物の種類別処理・処分状況 (令和6年度)

種類	排出量	処理・処分量		
		再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	9,616 (100%)	172 (1.8%)	7,056 (73.4%)	2,388 (24.8%)
感染性廃棄物 (医療系廃棄物)	8,893 (100%)	0 (0.0%)	6,660 (74.9%)	2,233 (25.1%)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ	229 (100%)	71 (31.1%)	151 (66.1%)	6 (2.8%)
廃酸 (pH2.0以下)	154 (100%)	48 (31.4%)	103 (66.8%)	3 (1.8%)
廃石綿等	143 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	83 (100%)	37 (43.9%)	45 (54.5%)	1 (1.6%)
その他	113 (100%)	16 (14.0%)	96 (84.8%)	1 (1.2%)

注1) () は排出量に対する割合

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

(2) 処理業の許可及び処理施設の設置状況

令和7年4月1日現在、廃棄物処理法第14条の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が1,376件、処理・処分業者が114件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が130件、処理・処分業者が4件となっています。

表 3-1-4 処理業者の許可件数（令和7年4月1日現在）

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	
			高知県	高知市
産業廃棄物	収集・運搬業者	1,376	1,318	58
	処理・処分業者	114	83	31
	中間処理	105	76	29
	中間処理＋最終処分	9	7	2
	最終処分	0	0	0
特別管理 産業廃棄物	収集・運搬業者	130	122	8
	処理・処分業者	4	2	2
	中間処理	3	1	2
	中間処理＋最終処分	1	1	0
	最終処分	0	0	0

廃棄物処理法第15条の規定により許可された産業廃棄物の中間処理施設は、脱水施設が4施設、焼却施設が19施設、破碎施設が136施設となっています。

表 3-1-5 中間処理施設の設置状況（令和7年4月1日現在）

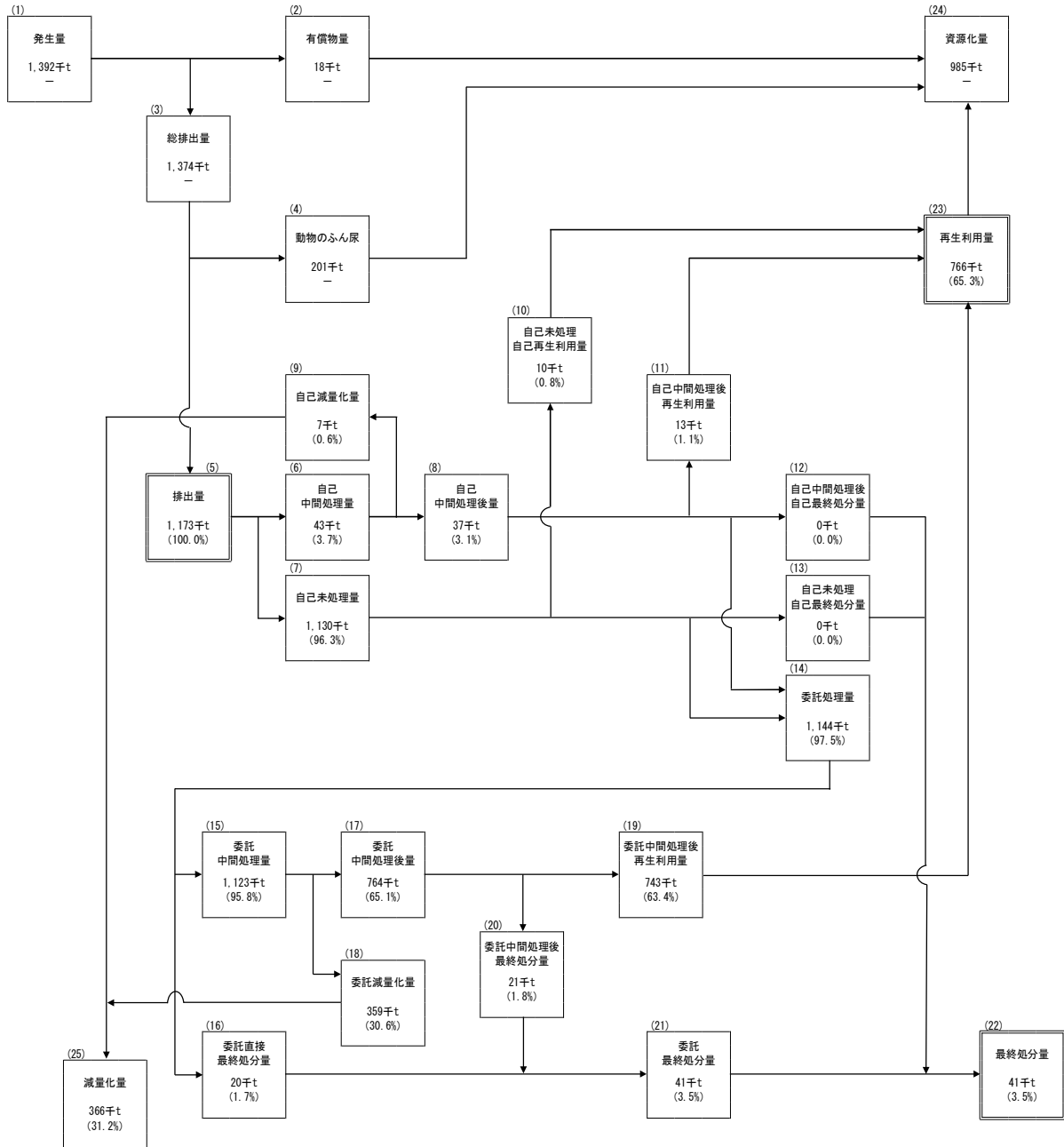
処 理	施設数	高知県	
		高知県	高知市
脱水	4	1	3
焼却	19	4	15
破碎	136	110	26
合計	159	115	44

最終処分場は、安定型が11施設、管理型が1施設となっています。

表 3-1-6 最終処分場の設置状況（令和7年4月1日現在）

最終 処分場	高知県			高知市		
	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)
遮断型	—	—	—	—	—	—
安定型	9	3,513,809	2,278,401	2	458,497	365,325
管理型	1	122,704	13,573	—	—	—
合計	10	3,636,513	2,291,974	2	458,497	365,325

産業廃棄物の詳細な処理フローは下図のとおりです。



 減量化目標に係る項目

- 注1) () は(5)排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 3-1-6 産業廃棄物詳細処理フロー（令和6年度）

表 3-1-7 処理フローの用語の定義

フロー図 No.	項目	定義	
(1)	不要物等発生量	事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量	
(2)	有償物量	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、有償で売却した量	
(3)	総排出量	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量	
(4)	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	
(5)	排出量	(3)の総排出量のうち、(4)の動物のふん尿を除いた量	
(6)	自己処理	自己中間処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(7)		自己未処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理しなかった量
(8)		自己中間処理後量	(6)で自己中間処理された後の廃棄物量
(9)		自己減量化量	(6)の自己中間処理量から(8)の自己中間処理後量を差し引いた量
(10)		自己未処理自己再生利用量	(7)の自己未処理量のうち、有償で売却できないものを自ら利用した量
(11)		自己中間処理後再生利用量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は有償で売却した量
(12)		自己中間処理後自己最終処分量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら最終処分した量
(13)		自己未処理自己最終処分量	(7)の自己未処理量のうち、自ら最終処分した量
(14)	委託処理	委託処理量	(7)の自己未処理量及び(8)の自己中間処理後量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
(15)		委託中間処理量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(16)		委託直接最終処分量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(17)		委託中間処理後量	(15)で中間処理された後の廃棄物量
(18)		委託減量化量	(15)の委託中間処理量から(17)の委託中間処理後量を差し引いた量
(19)		委託中間処理後再生利用量	(17)の委託中間処理後量のうち、処理業者等が自ら利用し又は有償で売却した量
(20)		委託中間処理後最終処分量	(17)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(21)		委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(22)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計	
(23)	再生利用量	排出事業者と処理業者等で再生利用された量の合計	
(24)	資源化量	有償物量と動物のふん尿と再生利用量の合計	
(25)	減量化量	排出事業者と処理事業者等の中間処理により減量された量の合計	

2. 前回の計画目標の達成状況と課題

(1) 前回の計画目標の達成状況

ア. 本県の産業廃棄物の減量化目標

前回計画で定めた本県の産業廃棄物の減量化目標は、以下のとおりです。

本県の産業廃棄物の減量化目標（目標年度：令和7年度）

- ア. 排出量の増加を令和元年度に対し約1パーセントに抑制する。
- イ. 再生利用量を令和元年度水準（排出量の約72パーセント）に維持する。
- ウ. 最終処分量を令和元年度に対し、約1パーセント削減する。

イ. 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

前回計画の目標の達成状況は下表のとおりです。令和6年度の実績では、ア. 排出量が1,173千トン、イ. リサイクル率が65パーセント、ウ. 最終処分量が41千トンとなっており、令和6年度実績ではいずれの目標も達成していません。

一方、令和6年度実績で排出量：68千トン、最終処分量：7千トンの多量排出事業者1者が令和6年度末に事業を終了しているため、ア. 排出量及びウ. 最終処分量については、令和7年度の推計で目標を達成する見込みです（以下、当該事業者を「特定事業者」といいます）。

表 3-2-1 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

項目	R元年度実績		R6年度実績		R7年度推計	R7年度目標
排出量（千t）	1,125	→ 4.3%増	1,173	→	1,119	1,136
リサイクル率（%） （再生利用量（千t））	72.0 (809)	→ 6.7%減	65.3 (766)	→	63.2 (708)	72 (817)
最終処分量（千t）	41	→ 0.1%増	41	→	35	40

(2) 産業廃棄物の減量化目標の達成状況からみえる課題

- ・ 排出量については、下水道業からの「汚泥」や医療、福祉からの「感染性廃棄物（医療系廃棄物）」が増加しており、排出量の増加の主な要因となっています。
- ・ リサイクル率は、6.7ポイント減少しており、令和7年度においても目標の達成が困難な見込みです。排出量が増加している品目のうち「汚泥」については、ほぼ全量がリサイクルされているものの、乾燥による減量化量が大きいため、リサイクル率（再生利用量/排出量）は低くなります。加えて、リサイクル率が100パーセントに近い「がれき類」の排出量が令和元年度実績から約50千トン少なくなっており、リサイクル率低下の要因となっています。
- ・ 最終処分量については、排出量が増加したものの減量化量の大きい品目の増加であったため、微増にとどまっています。
- ・ 産業振興による県内経済の活性化と排出量・最終処分量の抑制の両立を図っていくため、引き続き、排出量の抑制や再生利用のための適正な分別の周知・啓発等に取り組んでいく必要があります。

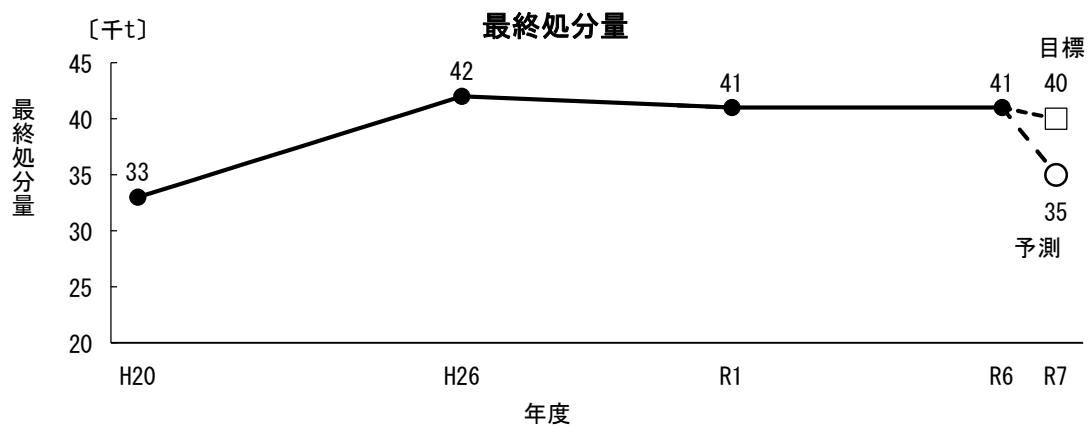
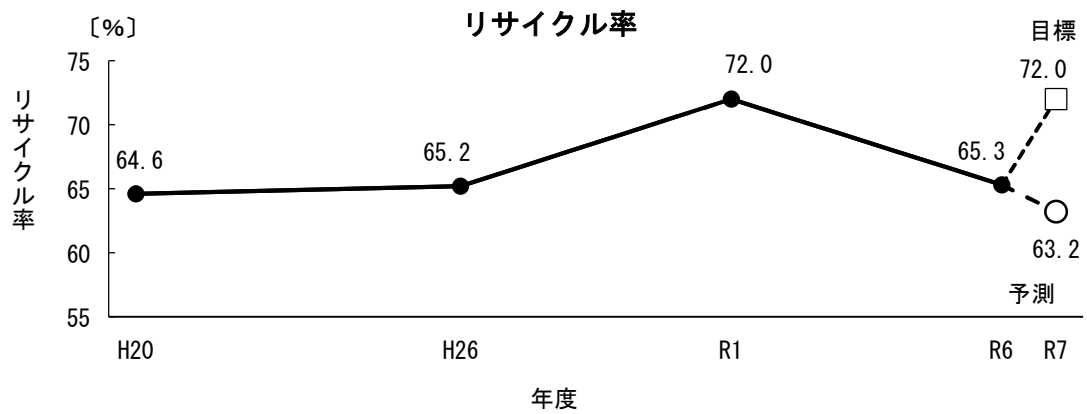
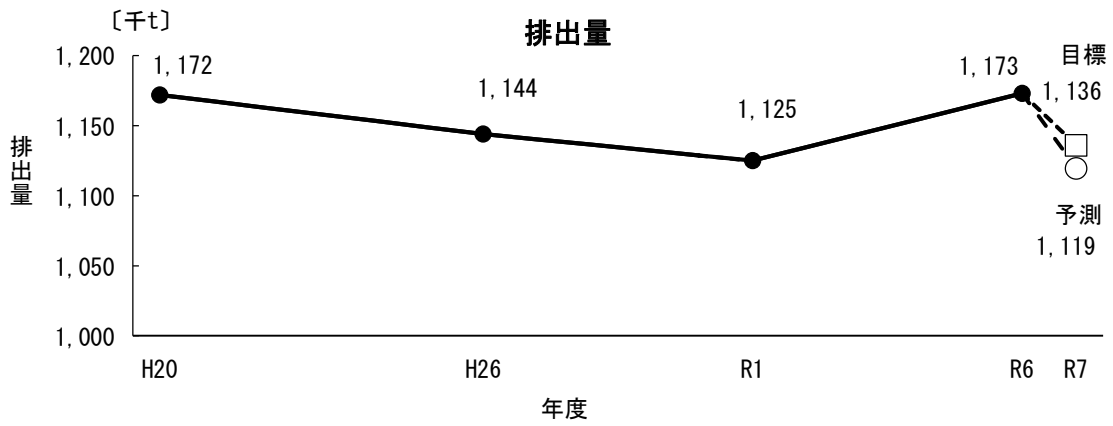


図 3-2-1 産業廃棄物の目標と実績の比較

3. 廃棄物発生量の見込み

(1) 将来予測

産業廃棄物の発生量及び排出量は、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種ごとの活動量との関係は変わらない」と仮定して、「原単位法」により推計しました*。

将来における単位活動量当たりの産業廃棄物の発生量（原単位）は、現況と同じものを用いました。また、活動量は、実績値の推移状況から業種別に設定しました。

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、現況（令和6年度）と変わらないものとして業種別・種類別に推計しました。

※ 産業廃棄物の推計方法（「原単位法」）

産業廃棄物の推計は、排出原単位と活動指標による以下の式を原則として用いた。

$$(\text{産業廃棄物排出量}) = (\text{排出原単位}) \times (\text{地域の活動指標の推計値})$$

ここで、

- ・排出原単位：活動指標に応じた産業廃棄物の基本数値で、事業所等へのアンケートにより把握したもの
- ・活動指標：業種ごとの事業活動の目安となる指標で、以下のとおり設定し、統計資料等より推計したもの
 - 建設業：元請完成工事高
 - 製造業：製造品出荷額
 - 電気・ガス・熱供給・水道業：給水量、下水汚泥量
 - 医療・福祉機関：病床数、施設定員数
 - その他の業種：従業者数

なお、排出元が限定されるものは、原単位法を用いた推計によらず、事業所からの回答を集計して排出量とし、排出原単位が特殊な事業者の影響を受けないよう配慮した。

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量は、令和12年度に1,335千トン（令和6年度から4.1パーセント減少）、令和17年度に1,328千トン（同4.6パーセント減少）と推計されます。

これは、特定事業者の排出量の減少を見込んだ上で、産業振興による経済の活性化や人口減少等を考慮したことによるものです。

同様の理由により、排出量についても、令和12年度に1,137千トン（令和6年度から3.1パーセント減少）、令和17年度に1,130千トン（同3.7パーセント減少）と、令和6年度の1,173千トンより減少すると推計されます。

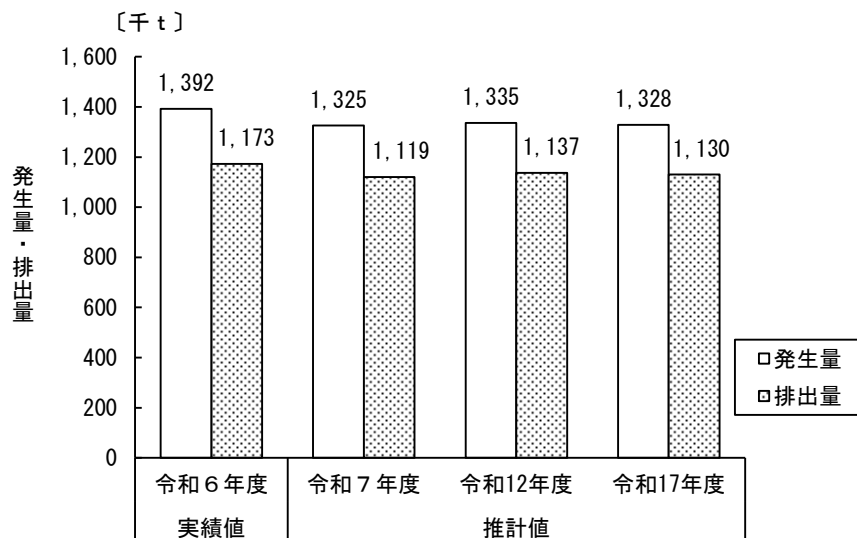


図3-3-1 発生量、排出量の将来推計

表 3-3-1 排出量の将来推計（業種別・種類別）

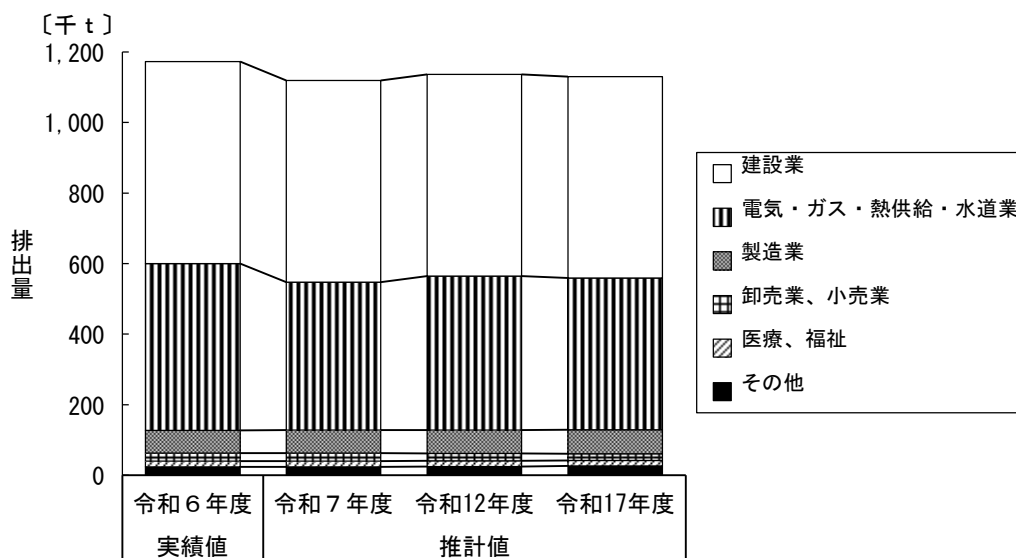
■業種別

■種類別

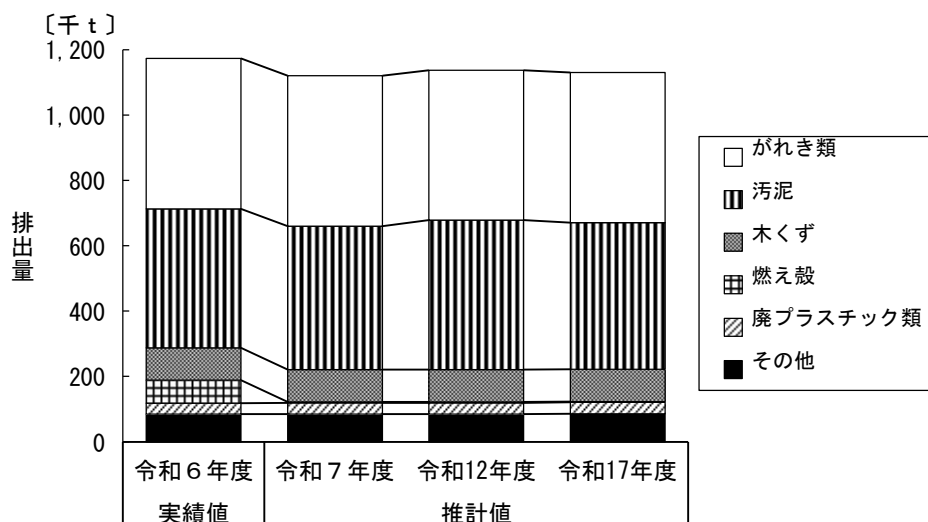
業 種	〔千 t〕				種 類	〔千 t〕			
	実績値 令和6年度	推計値 令和7年度	推計値 令和12年度	推計値 令和17年度		実績値 令和6年度	推計値 令和7年度	推計値 令和12年度	推計値 令和17年度
建設業	573	572	572	571	がれき類	460	460	459	459
電気・ガス・ 熱供給・水道業	473	419	437	430	汚泥	425	439	457	449
製造業	64	65	66	68	木くず	99	99	99	99
卸売業、小売業	23	23	21	19	燃え殻	71	3	3	2
医療、福祉	16	16	16	16	廃プラスチック類	33	34	34	35
その他	24	24	25	26	その他	85	85	85	86
合 計	1,173	1,119	1,137	1,130	合 計	1,173	1,119	1,137	1,130

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

■業種別



■種類別



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-2 排出量の将来推計（業種別・種類別）

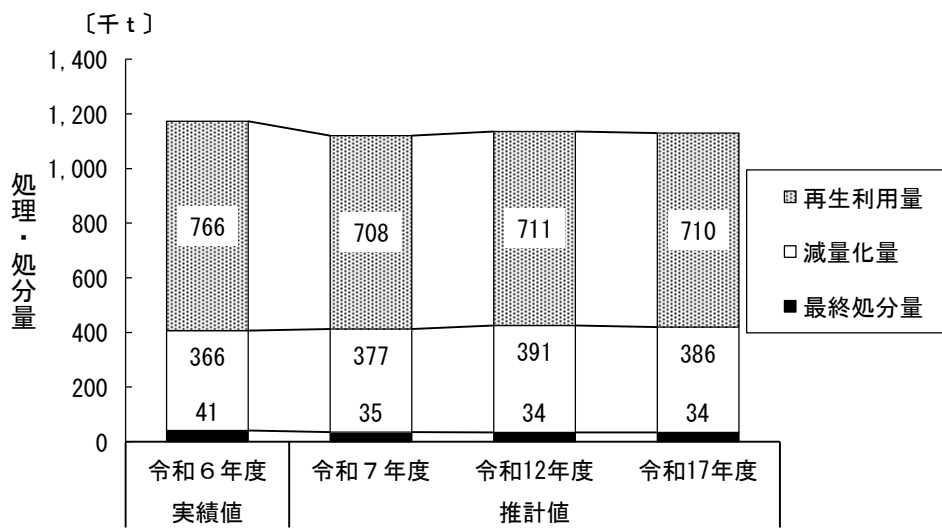
イ. 処理・処分量

再生利用量、減量化量及び最終処分量は、特定事業者の事業終了に伴い、令和7年度に大きく減少し、その後ほぼ横ばいになると推計されます。

表 3-3-2 処理・処分量の将来推計

項目	実績値	推計値		
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
再生利用量	766	708	711	710
減量化量	366	377	391	386
最終処分量	41	35	34	34
合計	1,173	1,119	1,137	1,130

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-3 処理・処分量の将来推計

第4章 施策の展開

1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の減量化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月18日、環境省告示第6号。以下「国の基本方針」という。）に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は、以下のような内容となっています。

国の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量を令和4年度に対し約9パーセント削減する。 イ. 出口側の循環利用率を約26パーセントに増加させる。 ウ. 最終処分量を令和4年度に対し約5パーセント削減する。 エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478グラムとする。 オ. 1人1日当たりのごみ焼却量を約580グラムとする。

国の基本方針を参考に、本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を以下のように定めます。

本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標	
目標年度	令和12年度
内容	ア. 排出量を令和4年度に対し約14パーセント削減する（令和6年度比7.9%削減）。 イ. 出口側の循環利用率 ^{※1} を約26パーセントに増加させる（令和6年度比6%増加）。 ウ. 最終処分量を令和4年度に対し約14パーセント削減する（令和6年度比8.5%削減）。 エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約537グラムとする（令和6年度比5.0%削減）。 オ. 1人1日当たりのごみ焼却量 ^{※2} を約671グラムとする（令和6年度比12%削減）。

※1 出口側の循環利用率の計算方法は、従前のリサイクル率と同様

出口側の循環利用率：再生利用量÷排出量

※2 1人1日当たりのごみ焼却量：直接焼却量÷総人口÷365日

上記の目標に対する令和12年度の各指標の目標数値は、以下のとおりです。

表4-1-1 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

項目	R4年度 基準	R6年度 実績	R12年度 推計	R12年度 目標
ア. 排出量（千t）	238	223	210	205
イ. 出口側の循環利用率（%） （再生利用量（千t））	20.1 (48)	20.0 (45)	20.0 (42)	26 (53)
ウ. 最終処分量（千t）	9	8	8	8
エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（g/人・日）	590	565	551	537
オ. 1人1日当たりのごみ焼却量 （g/人・日）	789	764	746	671

ア. 排出量

国の基本方針の減量化目標である「令和4年度に対し約9パーセントの削減（238千トン→217千トン）」を令和12年度推計（210千トン）で達成できる見込みです。

この国の基本方針については、日本の将来推計人口を基に算出されていることから、全国と高知県の将来推計人口の減少率の差を考慮し、令和4年度に対し約14パーセント削減となる205千トンを目指します。

（令和4年度から12年度における日本の人口減少率：約4パーセント、高知県の人口減少率：約6パーセント）

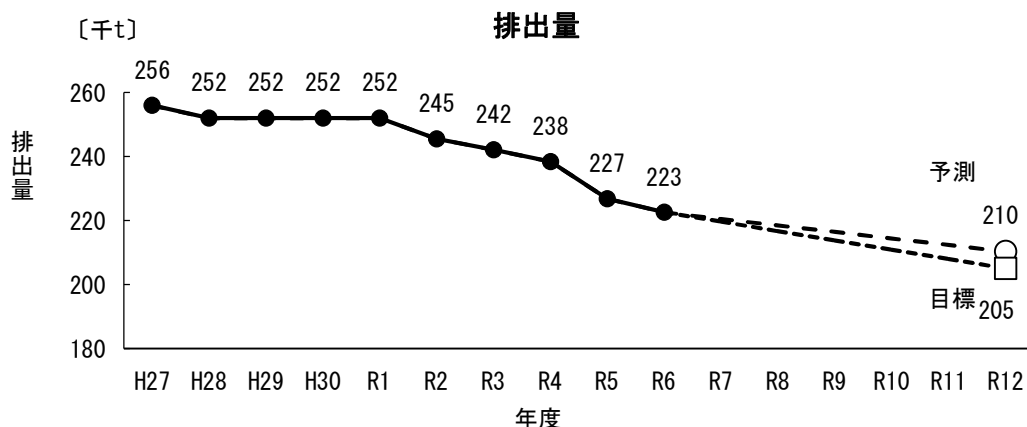


図 4-1-1 排出量の削減に係る目標

イ. 出口側の循環利用率

近年、出口側の循環利用率（リサイクル率）は減少傾向にあります。これは、電子化による再生利用可能な紙類の排出量減少や、ごみの排出量減少に伴う固形燃料化の減少などが影響していると考えられます。また、量販店での食品トレーやペットボトルなどの資源化回収が常態化してきたことにより、行政が管理するごみステーションに排出される資源化物の量が減少していることも一因と推測されます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、近年微減の傾向にありますが、全国平均に比べると100グラム程度多く、減少率も小さいことから、一人ひとりのごみの排出抑制や資源化の向上に向けた一層の取組が必要です。

今後、プラスチック資源循環促進法に基づき市町村が回収するプラスチックごみの増加が見込まれ、出口側の循環利用率が向上すると考えられることから、国の基本方針に合わせ、令和4年度から令和12年度までの9年間で約6ポイントの増加（20パーセント→26パーセント、再生利用量48千トン→53千トン）を目指します。

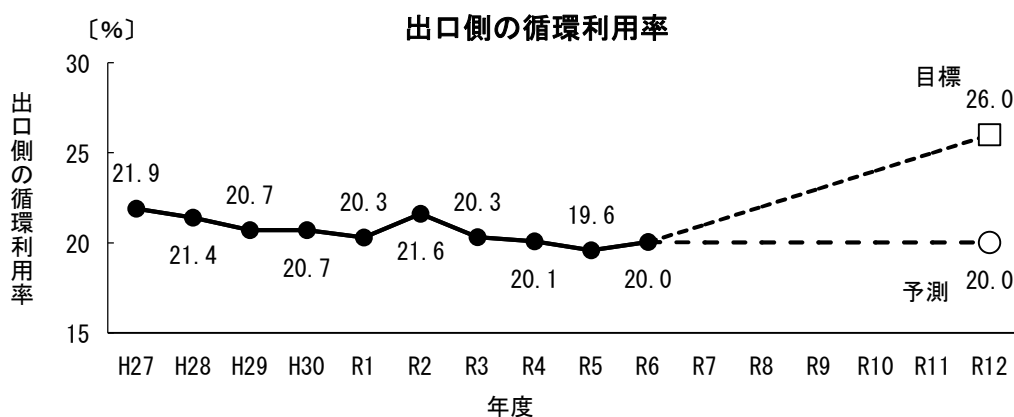


図 4-1-2 出口側の循環利用率の増加に係る目標

ウ. 最終処分量

国の基本方針の減量化目標である令和4年度に対し約5パーセントの削減（8,758トン→8,320トン）を令和6年度時点（8,293トン）で達成しています。

本県の排出量に占める最終処分量の割合は令和4年度実績で約3.7パーセントであり、全国平均約8.4パーセントよりも低くなっています。これは、中間処理による減量化率約76.2パーセントが全国平均約72.1パーセントを上回っていることや、焼却灰の一部のセメント原料としての再生利用等により、中間処理後の再生利用率約17.7パーセントが全国平均約11.2パーセントを上回ることが要因となっています。

こうした本県のごみ処理の特徴を踏まえ、令和4年度の排出量に占める最終処分量の割合（約3.7パーセント）を維持し、結果として最終処分量を令和4年度に対し約14パーセント削減となる約8千トン（7,586トン）に削減することを目指します。

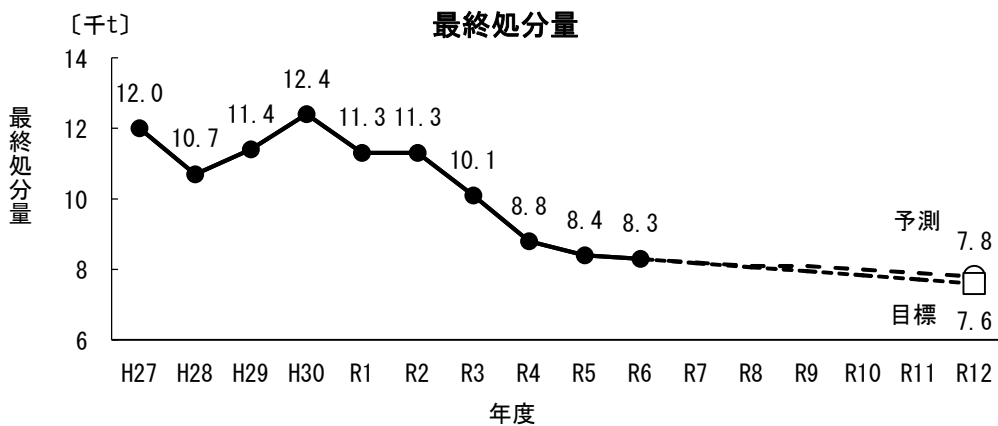


図 4-1-3 最終処分量の削減に係る目標

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和4年度実績で590グラムであり、全国平均496グラムを上回っています。令和12年度推計においても551グラムであり、リサイクル率の向上を加味しても、国の目標値である令和12年度約478グラムの達成は難しいと考えられます。

こうした本県の状況を踏まえ、前回計画の目標値537グラムを据え置くこととし、削減率約9パーセント（590グラム→537グラム）を目指します。

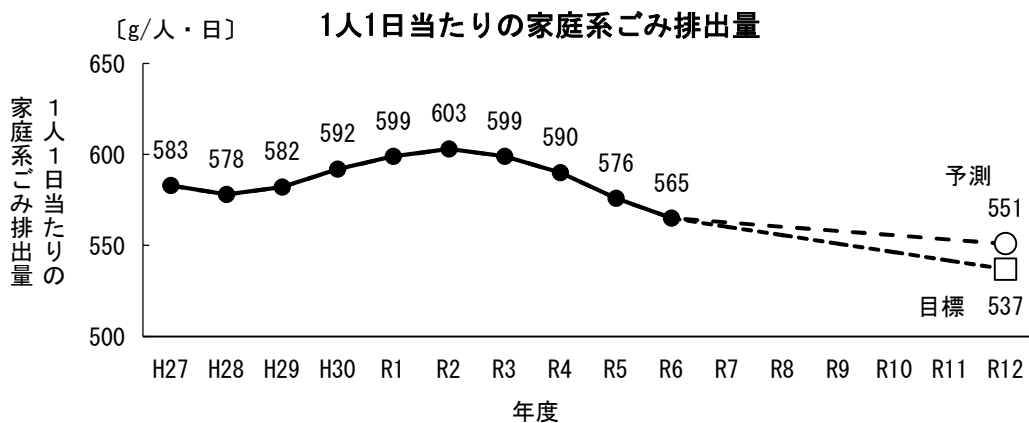


図 4-1-4 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標

オ. 1人1日当たりのごみ焼却量

2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野における脱炭素化やプラスチック資源循環を促進する観点から、国の目標値の削減率（679グラム→580グラム、約15パーセント削減）に合わせて、令和4年度に対して15パーセント削減（789グラム→671グラム）することを目指します。

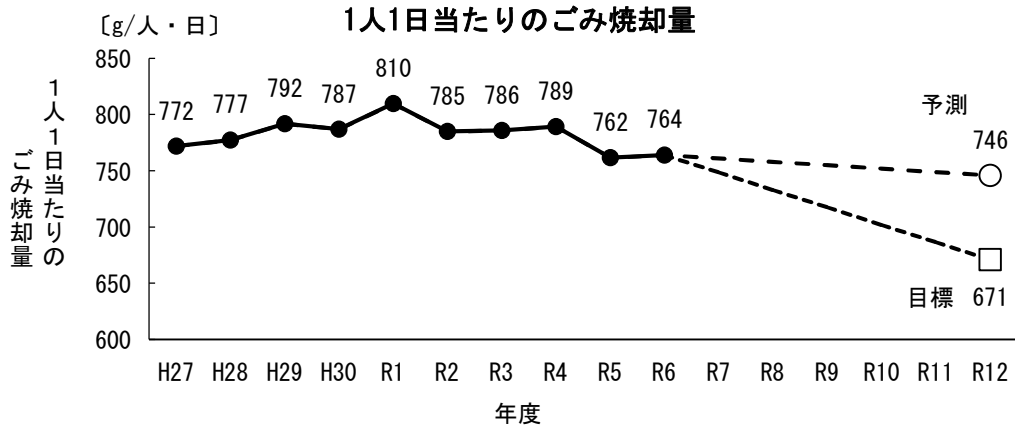


図 4-1-5 1人1日当たりのごみ焼却量に係る目標

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物も、一般廃棄物と同様に、国の基本指針に即して減量化目標を設定する必要があります。

国の基本指針に示された減量化目標は、以下のような内容となっています。

国の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	令和 12 年度
内 容	ア. 排出量の増加を令和 4 年度に対し約 1 パーセントに抑制する。 イ. 出口側の循環利用率を約 37 パーセントにする。 ウ. 最終処分量を令和 4 年度に対し約 10 パーセント削減する。

国の基本方針を参考に、本県の産業廃棄物の減量化目標を以下のように定めます。

なお、ア. 排出量及びウ. 最終処分量の目標数値については、特定事業者の事業終了の影響を加味した上で設定します。

ただし、産業廃棄物については、社会情勢の変化などの影響を受けやすく、過去の実績値においても各項目における変動率が大きいいため、目標年度における特殊要因により目標値から乖離した実績値となる可能性も考えられます。

本県の産業廃棄物の減量化目標	
目標年度	令和 12 年度
内 容	ア. 排出量の増加を令和 6 年度に対し約 0.7 パーセントに抑制する。 イ. 出口側の循環利用率 [※] を令和 6 年度水準（65 パーセント）に維持する。 ウ. 最終処分量を令和 6 年度に対し約 8 パーセント削減する。

※ 産業廃棄物の出口側の循環利用率の計算方法は、従来のリサイクル率と同様
 出口側の循環利用率：再生利用量÷排出量

上記の目標に対する令和 12 年度の各指標の目標数値は、以下のとおりです。

表 4-1-2 本県の産業廃棄物の減量化目標

項 目	R6 年度 実績	R12 年度 推計	R12 年度 目標
ア. 排出量（千 t）	1,173 (1,105) ※	1,137	1,113
イ. 出口側の循環利用率（%） （再生利用量（千 t））	65 (766)	64 (711)	65 (723)
ウ. 最終処分量（千 t）	41 (35) ※	34	32

※ ア. 排出量及びウ. 最終処分量の R6 年度実績（ ）の数値は、特定事業者の実績を含まない数値

ア. 排出量

国の基本方針では、令和12年度における産業廃棄物の排出量を令和4年度比約1パーセント（令和5年度から令和12年度までの8年間で1パーセント）の増加に抑制することとしています。

この国の基本方針及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、排出量の増加を令和6年度に対し、約0.7パーセント（令和7年度から令和12年度までの6年間で0.7パーセント）に抑制することを目指します。

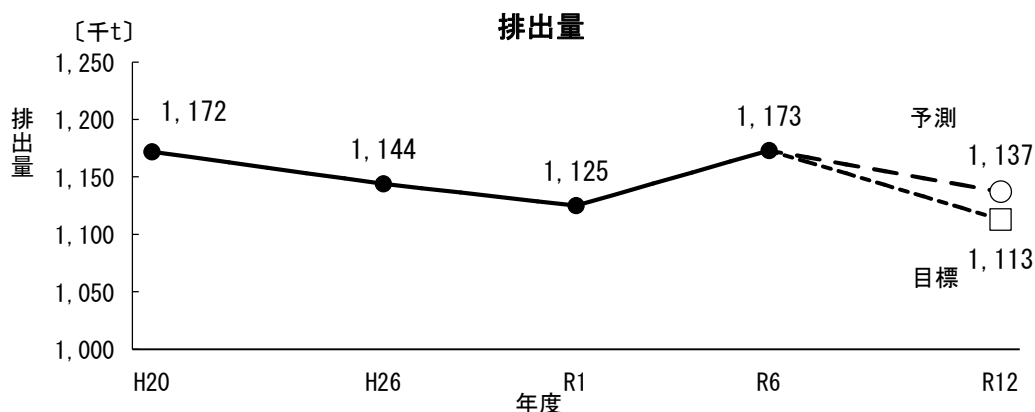


図 4-1-6 排出量の抑制に係る目標

※図中の R6 排出量は、年度末に事業を終了した特定事業者が排出した産業廃棄物を含む。

イ. 出口側の循環利用率

本県の出口側の循環利用率（リサイクル率、65パーセント）は、令和5年度における全国の出口側循環利用率（43パーセント）※を大きく上回っています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、出口側の循環利用率を65パーセントに維持することを目指します。

※産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値（令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）による全国の排出量及び再生利用量を、本県の出口側の循環利用率の算出方法に当てはめて算出

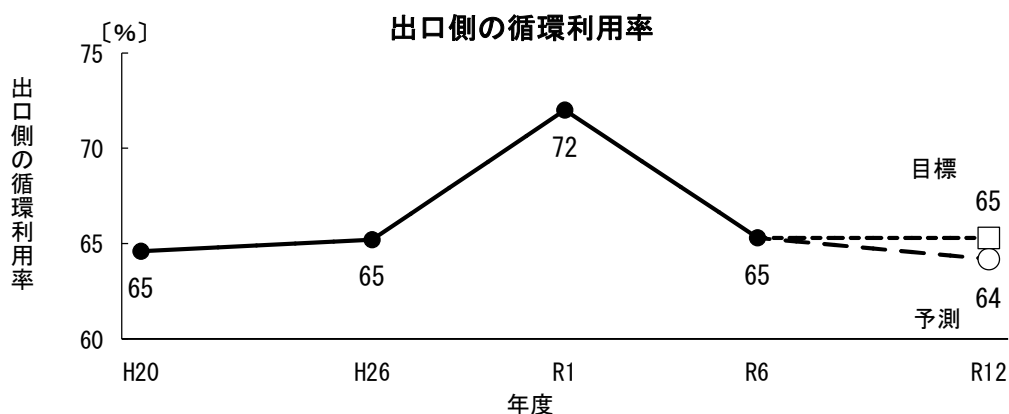


図 4-1-7 出口側の循環利用率に係る目標

ウ. 最終処分量

国の基本方針では、令和12年度における産業廃棄物の最終処分量を令和4年度比約10パーセント（令和5年度から令和12年度までの8年間で10パーセント）削減することとしています。

この国の基本方針及び本県の産業振興計画の取組等による経済の活性化を鑑み、最終処分量を令和6年度に対し、約8パーセント（令和7年度から令和12年度までの6年間で8パーセント）削減することを目指します。

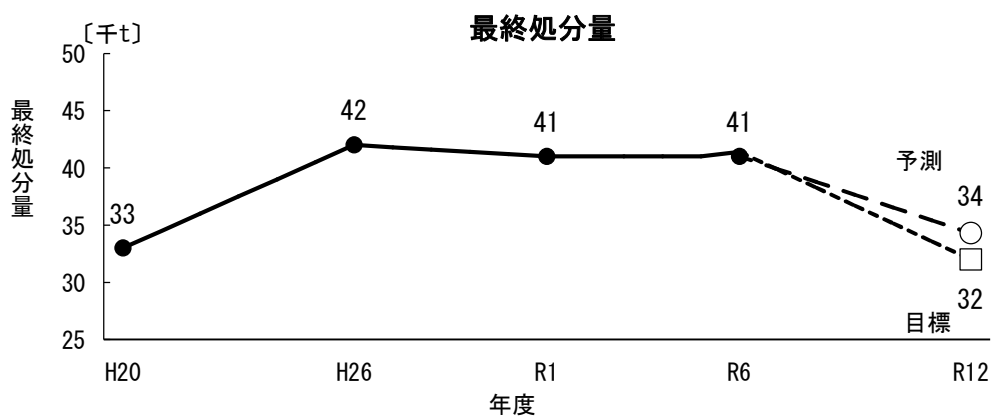


図 4-1-8 最終処分量の削減に係る目標

※図中の R6 最終処分量は、年度末に事業を終了した多量排出事業者が排出した産業廃棄物を含む。

2. 施策の基本方針と内容

(1) 循環型社会の形成を推進するための主な施策

① 3Rの推進

廃棄物の減量化・再生利用を促進するためには、生産・消費・廃棄・処理の各段階において、廃棄物のリデュース(発生・排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を効果的、効率的に促進することが必要です。中でも、廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進め、リユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取組はもとより、県・市町村・関係機関等が連携した取組の充実を図ります。

特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロス削減への啓発や、家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品の市町村等での分別回収を推進します。

② 適正処理の推進

県では、これまで県・市町村・関係団体で構成する連絡協議会を開催し、不法投棄等に関する不適正処理事案の情報共有、監視パトロール、清掃活動等を行い、不法投棄等の早期発見・撲滅に努めてきました。しかし、依然根絶には至っていないことから、引き続き、各機関と連携し、取組を推進していきます。

また、処理困難物の適正処理として、PCB廃棄物の処分期限が近づいており、処理が急務となっています。さらに、今後、排出量が増加することが見込まれ、全国的にも課題となっている太陽光パネルについては、国の方針に基づき、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収、埋立処分の優先順に沿った対応が必要となります。県としても、県民や事業者への周知、処理に関する助言等を行います。

さらには、管理型産業廃棄物の県内での適正処理を維持するため、公益財団法人エコサイクル高知や市町村等と連携し、新たな管理型産業廃棄物最終処分場を整備します。

③ 災害廃棄物処理体制の構築

県では、南海トラフ地震の発生に伴う災害廃棄物の処理対策として、平成26年9月に「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」を策定し、その後も残された課題への対応策を検討し、その内容を踏まえて、平成31年3月に「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 2」を策定しています。

大規模災害時の廃棄物処理については、一つの市町村だけでは対応できないため、南海トラフ地震の被害想定の見直しや、前回の計画策定後に発生した災害での知見等を踏まえた「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 3」を策定し、国・県・市町村・廃棄物処理事業者・団体等が連携した広域処理体制の構築に取り組みます。

④ リサイクル産業の振興・育成

県では、廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で特に優れた成果を上げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について認定を行い、認定製品・事業所を県のホームページで紹介するなど、リサイクル製品の普及とリサイクル事業者の育成に努めています。また、環境負荷の低減に資する物品、役務の調達に関して、グリーン購入を推進しています。

今後も引き続き、「リサイクル製品」の利用・普及、「環境配慮型事業所」の認定及びグリーン購入を推進していきます。

⑤環境美化に対する意識の醸成

廃棄物の減量化・再生利用の促進及び廃棄物の適正処理をしていくためには、県民理解による廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進める必要があります。そのために、「①3Rの促進」「②適正処理の推進」「③災害廃棄物処理体制の構築」、「④リサイクル産業の振興・育成」について、積極的な県等からの情報発信を行うとともに、県民や事業者と県が一体となって行う美化活動の実施等により、県民及び事業者等の意識の醸成を図っていきます。

(2)各施策の基本方針と内容

各施策の基本方針と内容については、次頁からの「一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容」、「産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容」に示すとおりです。

このうち、「県が実施する施策の内容」については、施策の主管課だけでなく、関係課も含めて連携を密にし、県庁一丸となって循環型社会の形成に向けた取組を進めます。

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容

循環型社会の形成を推進するための基本方針		県が実施する施策の内容	県民・事業者・市町村の役割
①3Rの推進	リデュース、リユース、リサイクルに関する普及啓発	過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策の推奨【環境対策課】	【県 民】 生ごみの水切りにも努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制の取り組み。 商品購入の際に、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、有機資源由来の商品など環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリングなどのサービスの利用も検討する。 【事業者】 物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮するとともに、消費者への必要な情報の提供に努める。 【市町村】 住民の生ごみの排出抑制や分別の徹底に関し、普及啓発などを行うとともに、廃棄物処理の有料化の導入などについても検討する。関係主体と連携しながら、マイバッグ・マイボトルなどの持参等の広報活動等を通じて住民の理解を深める。家庭における生ごみ処理機の購入に対する補助制度の充実を図る。
		購入時の過剰包装の辞退やマイバッグ使用の啓発、環境パスポートによる環境負荷の見える化促進【環境計画推進課】	
		生ごみ等排出時の水切りの徹底の推奨【環境対策課】	
		県の公共施設からの生ごみの排出を抑制【環境対策課】	
食品ロス削減に向けた取組の推進	食品ロス削減推進計画の策定【県民生活課】	フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組を推奨【県民生活課】	【県 民】 期限表示への理解、適量の購入、食べきり、生ごみの水切りなどによって、食品ロスの削減に資する行動に努める。 【事業者】 サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努める。 【市町村】 食品循環資源の再生利用等を促進するため、再生利用等の実施について一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるとともに、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携し、処理能力の向上に取り組む。関係主体と連携しながら、適量の購買・注文、食べ切り・使い切りの呼び掛け、期限表示等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて住民の理解を深める。
		食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組の紹介【県民生活課】	
		プラスチック製品の分別回収を推進【環境対策課】	
資源循環の推進	プラスチック製品の分別回収を推進【環境対策課】	脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】	【県 民】 市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の循環利用に向けた取組に協力する。 【事業者】 物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮するとともに、消費者への必要な情報の提供に努める。 【市町村】 プラスチック使用製品廃棄物や紙・布類など資源ごみの分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努める。
		グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】	
		サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】	
各種リサイクル法の推進	「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理を推進【環境対策課】	「小型家電リサイクル法」に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援【環境対策課】	【県 民】 市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の循環利用に向けた取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びリサイクル料金の支払い、使用済小型電子機器等の市町村等への引渡しにより、事業者が法律に基づいて行う措置に協力する。 【事業者】 製造工程の工夫による再資源化費用の低減、再資源化により得られた物の利用や、小売業者による消費者の適正な排出を確保するための協力、認定事業者による適正な処理により、資源の有効な利用の確保を図る。 【市町村】 地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努める。他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携し、処理能力の向上に取り組む。
		「食品リサイクル法」に基づく食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組を促進【環境対策課】	
		未利用資源（食品残さ等）の活用に向けた取組を支援【環境対策課、環境計画推進課】	
②適正処理の推進	一般廃棄物の処理体制の確保	市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策の支援【環境対策課】	【県 民】 市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の適正処理に向けた取組に協力する。 廃棄物の排出や処理に係る当事者として、一般廃棄物処理施設の整備に関心・理解を持つ。 【事業者】 市町村との連携による廃棄物処理施設の余剰能力の有効活用について検討する。 【市町村】 他の市町村や県と連携し、広域的な循環利用に関する検討を進めるとともに、関係機関との連携体制構築や民間事業者の活用を行う。適正かつ効率的な処理体制を確保しつつ、発生抑制、分別・再資源化などの推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の処理システムを構築するとともに、温室効果ガス排出の抑制を図る。焼却施設については、必要能力を確保できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進するとともに、発電施設等の熱回収が可能な施設の導入や高効率化を優先する。効率的な廃棄物系バイオマスの利活用や、焼却施設で回収したエネルギーの地域への還元を促進するとともに、廃棄物エネルギーの需要を踏まえた立地選定を含めて戦略的な施設整備を推進する。し尿処理施設については、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。民間事業者との連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携など、既存施設の有効活用等を図る。廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化、延命化を図るとともに、循環型社会と脱炭素社会の統合的実現や地域循環共生圏の構築の観点も踏まえ、広域的な施設整備を計画する。処理基準に適合しない廃棄物処理については、生活環境の保全上の支障の発生の未然防止のため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、警察との連携を強化し、厳正に対処する。
		関係機関との不法投棄等の情報の積極的共有【環境対策課】	
		福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去【環境対策課】	
		産業廃棄物等連絡協議会を通じた不法投棄の再発防止策の検討【環境対策課】	
		処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続【環境対策課】	
		ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靱化を支援【環境対策課】	
		既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導【環境対策課】	
		リチウムイオン電池の適正処理に関する技術的助言【環境対策課】	
		デジタル技術の導入に関する技術的助言【環境対策課】	
		EV車両、バイオ燃料車両の導入に関する技術的助言【環境対策課】	
		新たな広域化計画に基づく持続可能な適正処理の確保や効率的な資源循環の促進に向けた市町村との協議及び技術的助言【環境対策課】	
		マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言【環境対策課】	
し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進【環境対策課】			
③災害廃棄物処理体制の構築	災害廃棄物の処理対策	「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上【環境対策課】	【県 民】 平時及び非常災害時に市町村が発信する情報に応じて、災害廃棄物の分別、仮置場の利用等を行う。 【事業者】 多量の災害廃棄物や危険物・有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設から発生する災害廃棄物を主体的に処理するよう努める。 また、有害物質等の漏えいの未然防止のため、平時から必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村への適切な情報提供に努める。 【市町村】 平時からの先行投資的及び災害対応拠点の視点からの施設整備、仮置場の確保、関係機関の確保、関係機関・団体との連携、訓練等を通じて、強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。 国・県・市町村が策定する防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、災害廃棄物処理計画の見直しを行い実効性の確保に努める。 平時から地域住民等に対する積極的な情報発信・情報共有を行うとともに、非常災害時には災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理方針等に関する情報発信を積極的に実施し、住民理解の確保に努める。 非常災害時には、災害廃棄物処理実行計画を策定し、地域内の資機材、人材、廃棄物処理施設や平時の搬入先である最終処分場を最大限活用して権力域内において災害廃棄物処理を行うとともに、必要に応じて仮設施設を設置する。 大規模災害時には、広域的連携体制の下で域内の災害廃棄物処理を行うとともに、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入等の支援を積極的に実施する。
		国の行動指針や最新の知見の情報共有【環境対策課】	
		事業者団体等との協力協定の締結及び連携強化【環境対策課】	
		処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の検討及び把握【環境対策課】	
		災害廃棄物処理広域ブロック協議会での広域処理の検討【環境対策課】	
		県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援【環境対策課】	
講演会及び図上・実動訓練の実施の継続【環境対策課】			
④リサイクル産業の振興・育成	リサイクル製品の認定	循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大【環境対策課】	【県 民】 リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組への参加・協力に努める。 【事業者】 リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組への参加・協力に努めるとともに、自らリサイクル製品やエコショップ等への認定に向けた取組を行う。 【市町村】 リサイクル認定製品やエコショップの利用、環境配慮型事業所が推進する取組へ参加・協力に努めるとともに、県が行う制度の普及促進とPRに協力する。
		制度の普及促進とPRの推進【環境対策課】	
	グリーン購入の普及	環境への負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨【環境計画推進課】	
（再掲）資源循環の推進	プラスチック製品の分別回収を推進【環境対策課】	脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】	【県 民】 市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことで、市町村の循環利用に向けた取組に協力する。 【事業者】 物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮するとともに、消費者への必要な情報の提供に努める。 【市町村】 プラスチック使用製品廃棄物や紙・布類など資源ごみの分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努める。
		グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】	
		サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】	
⑤環境美化に対する意識の醸成	自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新	一斉清掃の実施及び河川ごみマップの作成【自然共生課】	【県 民】 河川ごみマップの閲覧や一斉清掃への参加を通して、ごみの削減に向けた関心を高める。 【事業者】 河川ごみマップの閲覧や一斉清掃への参加、リバーボランティアへの認定などを通して、住民の方々と協働で河川環境美化の推進に取り組む。 【市町村】 住民に河川マップや一斉清掃に関する情報を提供し、ごみの削減に向けた関心を高める。
		リバーボランティアによる清掃活動の支援【河川課】	
		海岸漂着ごみのモニタリング調査・公表	
清掃活動への支援と県民一斉美化活動の実施	地域のごみ問題に取り組む団体やNPOの活動への支援（ボランティア登録制度の運用、清掃用具の提供・貸与）【環境対策課】	【県 民】 地域の環境保全活動に参加・協力する。 【事業者】 自ら環境教育・環境学習の場を設ける、事業を起こすといった各主体のつなぎ手となる取組を推進する。 【市町村】 関係主体と連携しながら、環境教育、環境学習、「3R推進月間」等の広報活動等を通じて住民の理解を深めるとともに、3R教育や地域循環共生圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図る。	
環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施【環境対策課】			
ごみ清掃活動に対する協力の呼びかけ、補助制度等の支援策の周知【環境対策課】			
環境学習の取組の支援【自然共生課】	環境学習の取組の支援【自然共生課】		
一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開、ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開の促進【環境対策課】			

産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容

循環型社会の形成を推進するための基本方針	施策の内容	事業者の役割
① 3Rの推進	<p>リデュース、リユース、リサイクルに関する普及啓発</p> <p>廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進【環境対策課】 多量排出事業者に対する処理計画の策定と計画実施時の指導の徹底【環境対策課】 ICT（情報推進技術）の活用によるペーパーレス化による廃棄物の排出抑制を促進【環境対策課】 排出抑制のための情報提供の実施【環境対策課】 OA機器等のリサイクル【デジタル政策課】</p> <p>食品ロス削減に向けた取組の推進</p> <p>食品ロス削減推進計画の策定【県民生活課】 フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組を推奨【県民生活課】 食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組の紹介【県民生活課】</p> <p>資源循環の推進</p> <p>脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】 グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】 サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】 未利用資源（食品残さ、ペーパースラッジ等）の活用に向けた取組を支援【環境計画推進課、地産地消・外商課】</p> <p>各種リサイクル法の推進</p> <p>公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大【環境対策課、技術管理課】 廃石膏ボード、鉱さい、燃え殻の再生利用の促進【環境対策課】 循環利用可能な品目の拡大の促進【環境対策課】</p> <p>家畜排せつ物の活用</p> <p>家畜排せつ物の利用促進、利用促進に関する技術研修の実施【畜産振興課】 処理高度化施設の整備、資源循環型畜産及び環境保全型農業の推進【畜産振興課】</p> <p>木質バイオマスの利用により発生する焼却灰の有効活用</p> <p>木質バイオマス発電から生じる焼却灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供【木材産業振興課】</p> <p>下水汚泥処理で発生するガスの有効活用</p> <p>下水汚泥を減量化する消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業者へ供給【公園上下水道課】</p>	<p>【製造事業者】 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、製造・流通・販売のサプライチェーン全体で廃棄物の排出抑制を進める。 自らが製造を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力自主的に引き取り、循環利用を推進するよう努める。</p> <p>【排出事業者】 多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、排出抑制及び適正な循環の利用に計画的に取り組むよう努める。</p> <p>【処理事業者】 処理前の分別等により可能な限り再生利用できる方法で処理するとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p> <p>【排出事業者】 家畜ふん堆肥処理施設の設置や堆肥調整散布関係機械装置の導入を検討する。</p> <p>【排出事業者】 県が公表している「木質バイオマス焼却灰自ら利用の手引き」を参考に、焼却灰の適正かつ有効な活用を進める。</p> <p>【排出事業者】 発電事業者との情報交換などを通して、安定的な施設の運転及びガスの供給・発電に努める。</p>
② 適正処理の推進	<p>産業廃棄物の適正処理</p> <p>排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導【環境対策課】 PCB廃棄物の適正な保管と早期処理の推進【環境対策課】 太陽光パネルの適正処理の推進【環境対策課】 リチウムイオン電池の適正処理に関する技術的助言【環境対策課】 EV車両、バイオ燃料車両の導入に関する技術的助言【環境対策課】 特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導【環境対策課】 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知【環境対策課】 マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底【環境対策課】 電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保【環境対策課】 デジタル技術の導入に関する技術的助言【環境対策課】 不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視員によるパトロールの継続【環境対策課】 産業廃棄物等連絡協議会を通じた不法投棄の再発防止策の検討【環境対策課】 事業者への立入検査の実施【環境対策課】 必要な処理能力を確保するための公共関与による施設整備の検討【環境対策課】 廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導【環境対策課】 産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導【環境対策課】 産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導【環境対策課】 廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供【環境対策課】 産業廃棄物の排出・処理状況や再生利用に関する情報の提供【環境対策課】 法令改正や規制に関する情報の周知、廃棄物処理業者に対して行った行政処分の情報の公表【環境対策課】</p>	<p>【排出事業者】 自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を図るとともに、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携により、再生材の活用を進めるなど、廃棄物の適正な循環利用に努める。 自ら廃棄物の処理を行う場合は、保管基準、処理基準等に従い、適正な処理を確保する。廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、適正処理を行う。 特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合は、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守する。 適正な委託契約の締結及びマニフェストの使用により、廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われることを確保する。また、電子マニフェストの使用に努める。</p> <p>【処理事業者】 産業廃棄物処理の広域化や各種デジタル技術を活用した動静脈連携に努め、資源循環を促進する。 安定型最終処分場においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る。有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者は、県への届出、処理基準の遵守、その適正な処理やリサイクルを行う。 再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ、必要な施設を整備する。焼却施設については、必要な処理能力を確保できるよう整備するとともに、熱回収が可能な施設の整備を優先する。 施設を設置する際は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるとともに、施設の維持管理に関する情報や定期検査の結果に関する情報を積極的に公開する。</p>
④ リサイクル産業の振興・育成	<p>リサイクル製品の認定</p> <p>「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及【環境対策課】 認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所のPR【環境対策課】 市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進【環境対策課】 事業者のエコアクション21や環境マネジメントシステム（EMS）などの導入の推奨・支援【環境計画推進課】 SDGsを取り入れた企業活動の推奨【産業政策課】 資源循環関連産業の情報提供と再生材の用途拡充の推奨【環境対策課】 生分解性プラスチック製品の利用促進PRと産業界との連携【環境対策課】</p> <p>グリーン購入の普及</p> <p>環境負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨【環境計画推進課】</p> <p>（再掲）資源循環の推進</p> <p>脱炭素化に資する製品・技術の開発を促進【工業振興課】 グリーン化を含む技術の開発・導入の推奨【環境対策課】 サーキュラーエコノミーに関するスタートアップ企業等を活用した課題解決の推進【環境対策課】 未利用資源（食品残さ、ペーパースラッジ等）の活用に向けた取組を支援【環境計画推進課、地産地消・外商課】</p>	<p>【製造事業者】 製造の長寿命化、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発、多様な性状及び多種類の化学物質を含む廃棄物の適正な再生・処分を可能とする処理技術の研究や技術開発に努める。 県及び市町村の施策と連携し、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う。</p> <p>【処理事業者】 地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収や廃棄物燃料製造等を行う施設への転換を検討するとともに、施設の省エネ化に努める。</p> <p>【製造事業者】 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、廃棄物の排出抑制を進めるとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p> <p>【処理事業者】 処理前の分別等により可能な限り再生利用できる方法で処理するとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p> <p>【製造事業者】 自らが製造を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力自主的に引き取り、循環利用を推進するよう努める。</p> <p>【排出事業者】 多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、排出抑制及び適正な循環の利用に計画的に取り組むよう努める。</p> <p>【処理事業者】 処理前の分別等により可能な限り再生利用できる方法で処理するとともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組に努める。</p>

第5章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、製造事業者、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 5-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生が少ない商品や繰り返し使用できる商品、環境に配慮された商品の選択、レンタル・リース、シェアリング等のサービス利用、長期間使用、食べきり・使い切り・生ごみの水切り等により、一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○使わなくなった物のうち有用なものを製品として再使用する。 ○市町村等による分別・リサイクル等の循環利用の取組に協力する。 ○市町村が発信する情報に応じて、災害廃棄物の分別、適切な仮置場の利用等を行う。 ○美化活動への参加などを通して、ごみの削減に対する意識を高める。
製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減等を意識した原材料の選択や製造・輸送工程の工夫、不要品の有効利用等により、廃棄物の排出抑制に努める。 ○自らが製造を行った製品や容器等が廃棄物となったものを極力自主的に引き取ること、静脈産業との連携により再生材を積極的に活用すること等により循環利用に努める。
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の再生利用等による減量化、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携による再生材の活用など、循環利用に努める。 ○法令を遵守し、廃棄物処理事業者への処理委託等により廃棄物を適正に処理する。
処理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○法令を遵守し、廃棄物を適正に処理する。 ○分別・リサイクル等の循環利用に努める。 ○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。 ○施設や処理状況に関する情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOや教育機関、学識経験者等と連携した普及啓発や情報提供、環境教育等により、住民とともに取組を推進する。 ○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環利用を推進する。 ○一般廃棄物を適正に処理するとともに、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進等を行うよう努める。 ○容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装及び使用済小型家電の回収体制の構築や住民への普及啓発を推進する。 ○プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制・施設の整備、分別基準の策定など必要な措置を講ずるよう努める。 ○災害廃棄物の処理体制の構築を推進する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への技術的助言等、関係機関と連携して廃棄物処理の広域化・集約化などの施策を推進する。 ○市町村等職員の人材育成を支援する。 ○県民への普及啓発に努める。 ○事業者への指導監督に努める。 ○事業者及び県民から施策の推進に寄与する情報の収集に努める。 ○民間事業者による処理能力確保を基本としつつ、必要な廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○県内における災害廃棄物の広域処理体制の構築を支援する。

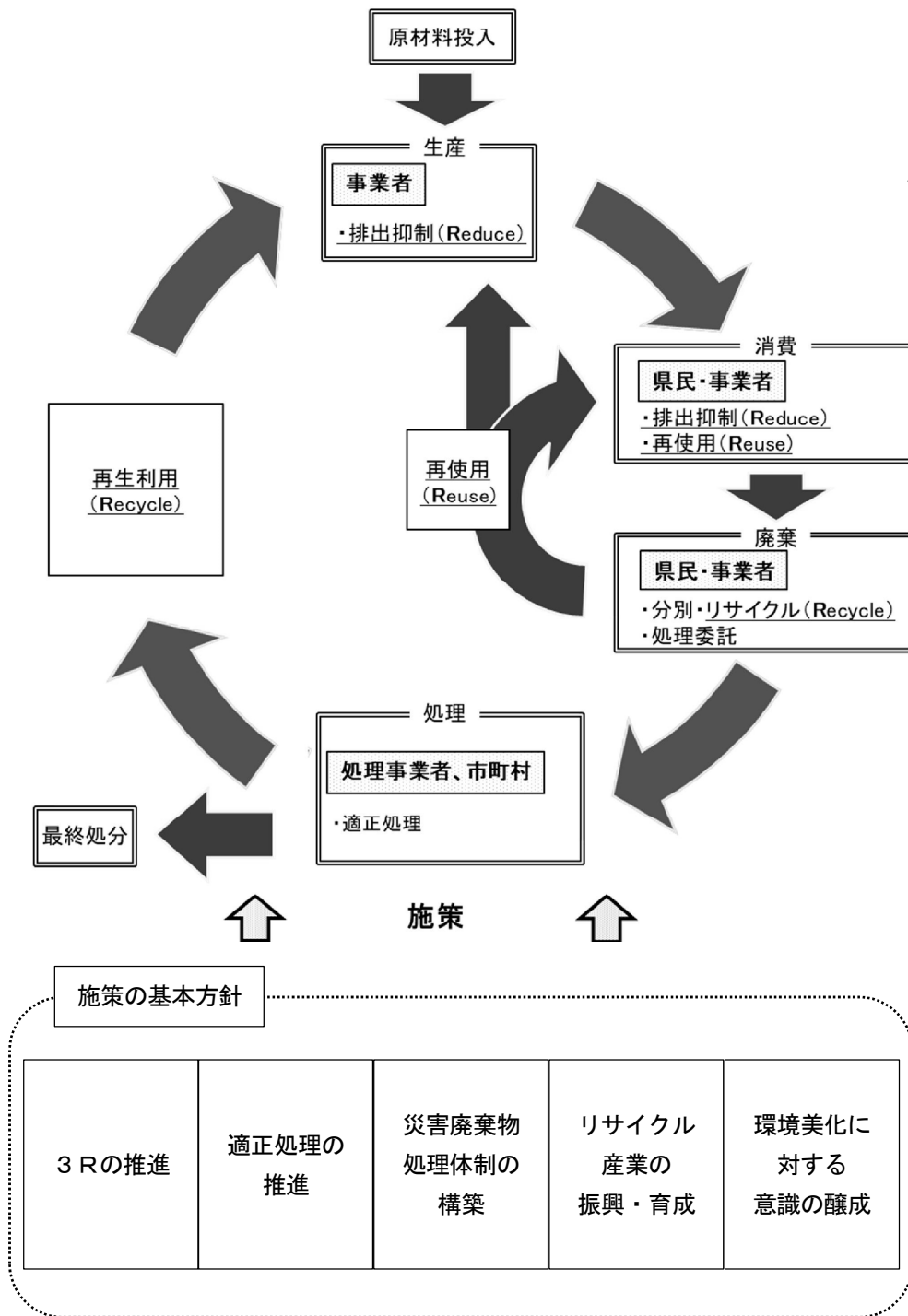


図 5-1-1 循環型社会の各段階における各主体の役割と施策の基本方針

資料編

資料編 1. 一般廃棄物（県内各広域ブロックにおけるごみ処理の現状）

1. 安芸広域ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名		安芸広域								
面積 (km ²)		1,128								
構成市町村		室戸市	東洋町	安芸市	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	芸西村
(ごみ処理)		安芸広域市町村圏事務組合								
項目 単位	将来 推計 人口 (千人)	将来推計 (ごみ量)							最終 処分量 (千t)	[千人]
		計 (千t)	ごみ排出区分			処理区分				
年度			事業系 ごみ (千t)	生活系 ごみ (千t)	集団 回収 (千t)	資源化 量 (千t)	減量化 量 (千t)			
令和7年度	40	16	2	13	0	4	11	0		
令和12年度	39	15	2	12	0	4	11	0		
令和17年度	38	15	2	12	0	4	10	0		
令和22年度	37	14	2	12	0	3	10	0		
令和27年度	36	14	2	11	0	3	10	0		
令和32年度	35	13	2	11	0	3	10	0		

● 人口

■ 事業系ごみ □ 生活系ごみ

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域メルトセンター	80	14,086	ガス化熔融改質	2	2006 (平成 18)	○	○

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設の概要 (本編 p8 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始年度
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	4.8	493	破碎	粗大ごみ、不燃ごみ	1995 (平成 7)

(4) 資源化施設の概要 (本編 p9 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始年度
安芸広域	安芸市	安芸市リサイクルプラザ	18.2	654	選別 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成 12)
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター不燃物処理施設	16	40	選別	可燃ごみ	1988 (昭和 63)
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	佐喜浜リサイクルセンター	5	481	選別、圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)

(5) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1995 (平成 7)	2005 (平成 17)	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷廃棄物処分場	4,500	20,528	5	5,131	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2050 (令和 32)	埋立中
	田野町	田野町築地不燃物処理場	960	7,000	130	3,286	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2020 (令和 2)	埋立中
	安田町	安田町不燃物埋立処分地	8,747	90,000	0	81,253	不燃ごみ	1980 (昭和 55)	2017 (平成 29)	休止
	室戸市 (旧芸東衛生組合)	室津埋立地	4,700	19,800	9	1,460	不燃ごみ	1996 (平成 8)	2025 (令和 7)	埋立中

2. 中央東部ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名	中央東部								
面積 (km ²)	790								
構成市町村	南国市	香南市	香美市						
(ごみ処理)	香南清掃組合								
将来推計	項目 単位 年度	将来 推計 (人口) (千人)	将来推計 (ごみ量)						
			計 (千 t)	ごみ排出区分			処理区分		
	事業系 ごみ (千 t)	生活系 ごみ (千 t)		集団 回収 (千 t)	資源化 量 (千 t)	減量化 量 (千 t)	最終 処分量 (千 t)		
	令和7年度	103	29	9	20	0	4	23	3
	令和12年度	100	29	10	19	0	3	22	3
	令和17年度	98	28	10	18	0	3	22	3
	令和22年度	96	28	10	18	0	3	22	3
	令和27年度	94	28	11	17	0	3	22	3
令和32年度	93	28	11	17	0	3	22	3	

年度	事業系ごみ (千t)	生活系ごみ (千t)	人口 (千人)
R7	9	20	103
R12	10	19	100
R17	10	18	98
R22	10	18	96
R27	11	17	94
R32	11	17	93

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合まほろばクリーンセンター	120	24,972	焼却	2	2017 (平成 29)	○	○

(3) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物最終処分場	16,300	83,000	2,190	40,950	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2016 (平成 28)	埋立中
	香美市	香美市立一般廃棄物処理場	9,306	54,000	0	14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1980 (昭和 55)	1995 (平成 7)	休止

3. 中央中部ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名	中央中部									
面積 (km ²)	1,066									
構成市町村	高知市	本山町	大豊町	土佐町	大川村					
(ごみ処理)	(直営)	(嶺北広域行政事務組合)								
将来推計	項目 単位 年度	将来 推計 (人口) (千人)	将来推計 (ごみ量)						計 (千 t)	最終 処分量 (千 t)
			ごみ排出区分			処理区分				
				事業系 ごみ (千 t)	生活系 ごみ (千 t)	集団 回収 (千 t)	資源化 量 (千 t)	減量化 量 (千 t)		
	令和7年度	323	113	40	72	0	19	91	2	
	令和12年度	321	108	39	69	0	19	88	2	
	令和17年度	319	105	38	68	0	18	85	2	
	令和22年度	318	102	36	66	0	18	83	1	
	令和27年度	310	99	35	63	0	17	80	1	
令和32年度	303	95	34	61	0	16	77	1		

事業系ごみ
 生活系ごみ
 人口

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	101,836	焼却	3	2001 (平成 13)	○	○
	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター	17.5	2,250	焼却	1	1996 (平成 8)	—	—

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設の概要 (本編 p8 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始年度
中央中部	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	376	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1996 (平成 8)

(4) 資源化施設の概要 (本編 p9 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始年度
中央中部	高知市	高知市菰蒲谷 プラスチック減容工場	27	2,365	圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)

(5) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	1,243	114,963	不燃ごみ、その他	1985 (昭和 60)	2054 (令和 36)	埋立中
	嶺北広域行政事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	219	3,018	焼却残渣 (主灰)、その他、 焼却残渣 (飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2029 (令和 11)	埋立中

4. 中央西部ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名	中央西部								
面積 (km ²)	1,153								
構成市町村	土佐市	いの町	日高村	仁淀川町	佐川町	越知町			
(ごみ処理)	(高知中央西部焼却処理事務組合)			(高吾北広域町村事務組合)					
将来推計	項目 単位 年度	将来 推計 (人口) (千人)	将来推計 (ごみ量)						
			計 (千 t)	ごみ排出区分			処理区分		
	事業系 ごみ (千 t)	生活系 ごみ (千 t)		集団 回収 (千 t)	資源化 量 (千 t)	減量化 量 (千 t)	最終 処分量 (千 t)		
	令和7年度	70	22	5	17	0	4	16	2
	令和12年度	67	21	5	16	0	4	15	2
	令和17年度	63	19	4	15	0	3	14	2
	令和22年度	60	18	4	14	0	3	13	2
	令和27年度	57	17	4	13	0	3	12	2
令和32年度	54	16	4	12	0	3	12	2	

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
中央西部	高知中央西部焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	11,944	焼却	2	2001 (平成13)	—	○
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター	60	6,077	焼却	2	1993 (平成5)	—	○

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設の概要 (本編 p8 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始年度
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ処理施設	10	866	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	1998 (平成10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗大ごみ圧縮機	3	8	圧縮	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和63)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター粗大ごみ処理施設	10	432	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成5)

(4) 資源化施設の概要 (本編 p9 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始年度
中央西部	高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター資源ごみ選別施設	10	247	選別、圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、不燃ごみ、その他	1995 (平成7)

(5) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物最終処分場	15,000	122,000	1,121	72,963	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、焼却残渣 (飛灰)、破碎ごみ・処理残渣	1994 (平成6)	2027 (令和9)	埋立中
	高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北処理センター	2,400	19,000	0	1,244	焼却残渣 (主灰)、焼却残渣 (飛灰)、破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成14)	2020 (令和2)	埋立中

5. 高幡広域ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名	高幡広域									
面積 (km ²)	1,405									
構成市町村	須崎市	中土佐町	津野町	梶原町	四万十町					
(ごみ処理)	(高幡東部清掃組合)				(直営)					
将来推計	項目 単位 年度	将来 推計 (人口) (千人)	将来推計 (ごみ量)							
			計 (千t)	ごみ排出区分			処理区分			
	事業系 ごみ (千t)	生活系 ごみ (千t)		集団 回収 (千t)	資源化 量 (千t)	減量化 量 (千t)	最終 処分量 (千t)			
	令和7年度	47	15	3	12	0	8	7	1	<p> 事業系ごみ 生活系ごみ 人口 </p>
	令和12年度	45	14	3	11	0	7	7	0	
	令和17年度	42	13	3	10	0	6	6	0	
	令和22年度	39	12	3	10	0	6	6	0	
	令和27年度	37	11	2	9	0	6	6	0	
令和32年度	35	11	2	8	0	5	5	0		

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	4,303	焼却	2	2002 (平成14)	-	-

(3) ごみ固形燃料化施設の概要 (本編 p8 表 2-1-3)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始年度
高幡広域	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	7,980	固形燃料化 (RF)	可燃ごみ、生ごみ (厨芥類)	2002 (平成14)

(4) 資源化施設の概要 (本編 p9 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始年度
高幡広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	690	選別、 圧縮・梱包	金属類、ガラス類、ペット ボトル、プラスチック、可燃 ごみ、不燃ごみ	2004 (平成16)
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	168	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペット ボトル、布類	2003 (平成15)
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	851	選別、 圧縮・梱包	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、可燃 ごみ、粗大ごみ	2002 (平成14)

(5) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m ²)	全体 容積 (m ³)	埋立 容量 (m ³ /年度)	残余 容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	処分場 の現状
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91,000	515	41,920	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2004 (平成16)	2018 (平成30)	埋立中
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	24	3,285	不燃ごみ	1995 (平成7)	2010 (平成22)	埋立中
	中土佐町	中土佐町梶ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和62)	2010 (平成22)	埋立中
	四万十町	クリーンセンター 銀河	2,100	12,700	246	1,488	焼却残渣 (主灰)、焼却残渣 (飛灰)、破碎ごみ・処理 残渣	2002 (平成14)	2021 (令和3)	埋立中

6. 幡多広域ブロック

(1) ブロックの市町村概要と将来推計

ブロック名	幡多広域									
面積 (km ²)	1,560									
構成市町村	土佐清水市	四万十市	宿毛市	大月町	三原村	黒潮町				
(ごみ処理)	(幡多広域市町村圏事務組合)									
将来推計	項目 単位 年度	将来 推計 (人口) (千人)	将来推計 (ごみ量)						[千t] [千人] ごみ排出量 人口	
			計 (千t)	ごみ排出区分			処理区分			
	事業系 ごみ (千t)	生活系 ごみ (千t)		集団 回収 (千t)	資源化 量 (千t)	減量化 量 (千t)	最終 処分量 (千t)			
	令和7年度	76	26	6	20	1	6	19	1	
	令和12年度	72	24	5	19	0	5	17	1	
	令和17年度	68	21	4	18	0	5	16	1	
	令和22年度	63	19	3	16	0	4	14	0	
	令和27年度	59	17	2	15	0	4	12	0	
令和32年度	55	15	1	14	0	3	11	0		

(2) ごみ焼却施設の概要 (本編 p8 表 2-1-2)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始年度	発電	熱利用
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	140	27,063	ガス化溶融改質	2	2002 (平成14)	○	○

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設の概要 (本編 p8 表 2-1-4)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始年度
幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンター	5	812	破碎	粗大ごみ	2002 (平成14)

(4) 資源化施設の概要 (本編 p9 表 2-1-5)

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始年度
幡多広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	24	選別、圧縮・梱包	金属類	1982 (昭和57)
	土佐清水市	土佐清水市リサイクルセンター	4	50	選別、圧縮・梱包	金属類、ガラス類	1999 (平成11)
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	98	選別	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、布類、粗大ごみ	1975 (昭和50)
	幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンターリサイクルプラザ	19	1,107	圧縮・梱包 選別	紙類、その他資源ごみ、ペットボトル	2003 (平成15)

(5) 一般廃棄物最終処分場の概要 (本編 p11 表 2-1-7)

ブロック	事業主体	施設名	埋立地 面積 (m ²)	全体 容積 (m ³)	埋立 容量 (m ³ /年度)	残余 容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度	処分場 の現状
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理センター	13,700	115,000	616	44,164	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成8)	2053 (令和35)	埋立中
	宿毛市	宿毛市母島不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成2)	2010 (平成22)	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物処理センター	13,600	114,707	233	16,031	不燃ごみ、その他、破碎ごみ・処理残渣	1989 (平成元)	2030 (令和12)	埋立中
	大月町	大月町環境クリーンセンター	7,000	21,000	195	2,520	焼却残渣 (主灰)、溶融飛灰、不燃ごみ、焼却残渣 (飛灰)、粗大ごみ	1998 (平成10)	2028 (令和10)	埋立中

資料編 2. 産業廃棄物

1. 排出量（動物のふん尿を除く）

産業廃棄物の業種別排出量について、資料表 2-1-1 及び資料図 2-1-1 に示す。

資料表 2-1-1 業種別排出量及び業種別排出量の割合

[千 t]

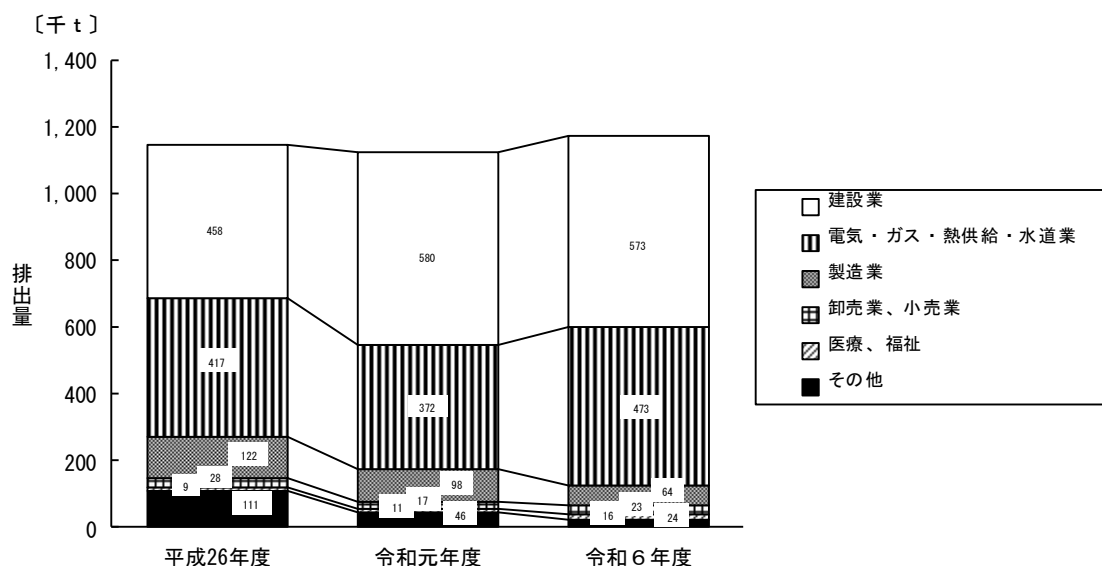
業 種	建設業	電気・ガス・熱供給・水道業	製造業	卸売業、小売業	医療、福祉	その他
高知県	573 (48.8%)	473 (40.3%)	64 (5.5%)	23 (2.0%)	16 (1.4%)	24 (2.0%)
全 国	79,780 (21.9%)	102,025 (27.9%)	87,938 (24.1%)	1,957 (0.5%)	500 (0.1%)	92,844 (25.4%)

比較年度 高知県：令和 6 年度 全国：令和 5 年度

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和 5 年度速報値）（令和 7 年 3 月 環境省）」



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-1-1 業種別排出量の推移

産業廃棄物の種類別排出量について、資料表 2-1-2 及び資料図 2-1-2 に示す。

資料表 2-1-2 種類別排出量及び種類別排出量の割合

〔千 t〕

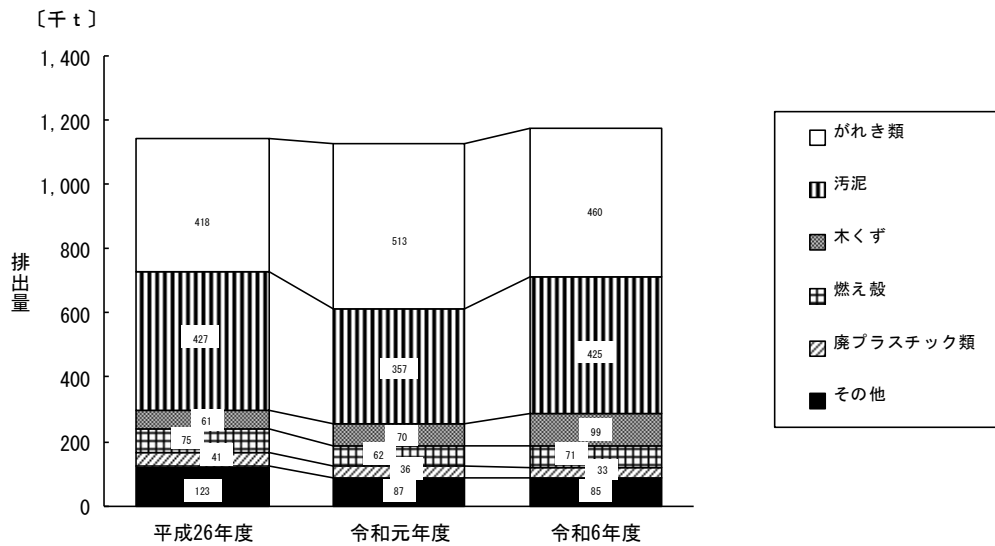
業 種	がれき類	汚泥	木くず	燃え殻	廃プラスチック類	その他
高知県	460 (39.2%)	425 (36.2%)	99 (8.5%)	71 (6.0%)	33 (2.9%)	85 (7.2%)
全 国	61,133 (16.7%)	154,127 (42.2%)	7,370 (2.0%)	2,242 (0.6%)	7,147 (2.0%)	133,025 (36.4%)

比較年度 高知県：令和6年度 全国：令和5年度

注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度速報値）（令和7年3月 環境省）」

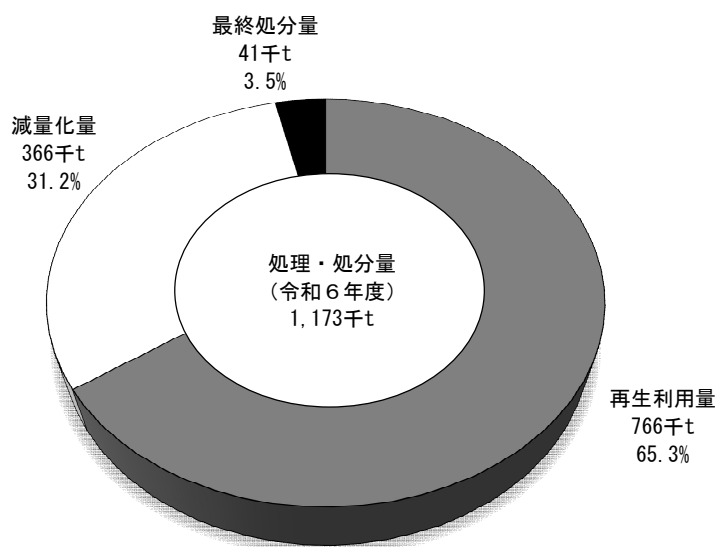


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-1-2 種類別排出量の推移

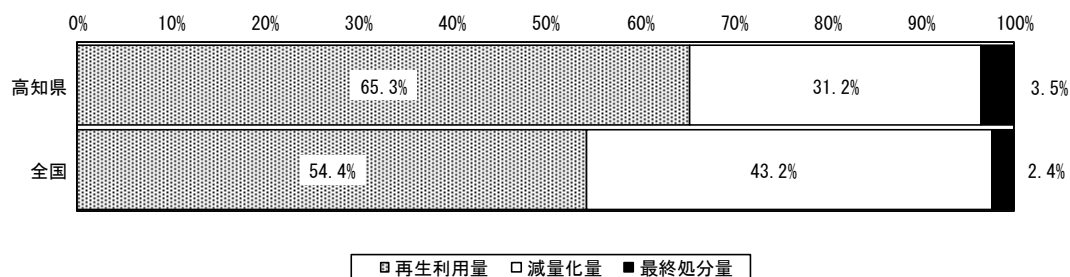
2. 処理・処分

産業廃棄物の処理・処分の状況について、資料図 2-2-1 から資料図 2-2-2 に示す。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-2-1 処理・処分量 (令和6年度)



比較年度

高知県 : 令和6年度

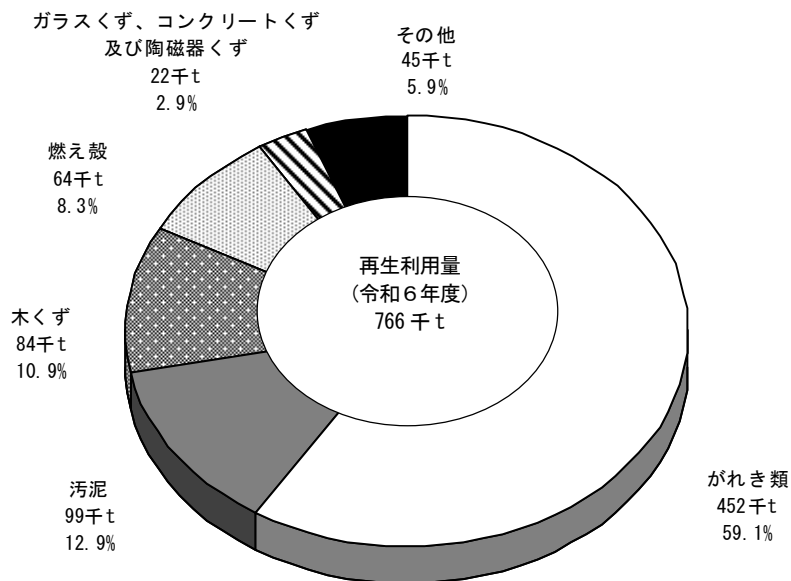
全国 : 令和5年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (令和5年度速報値) (令和7年3月 環境省)」

資料図 2-2-2 処理・処分量に占める割合 (全国との比較)

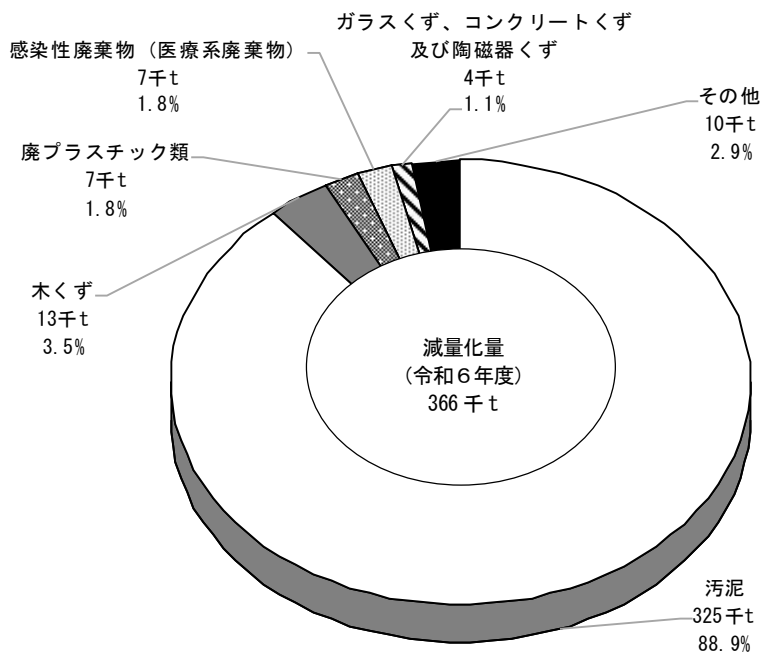
産業廃棄物の再生利用の状況について、資料図 2-2-3 に示す。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-2-3 再生利用量の種類別内訳 (令和6年度)

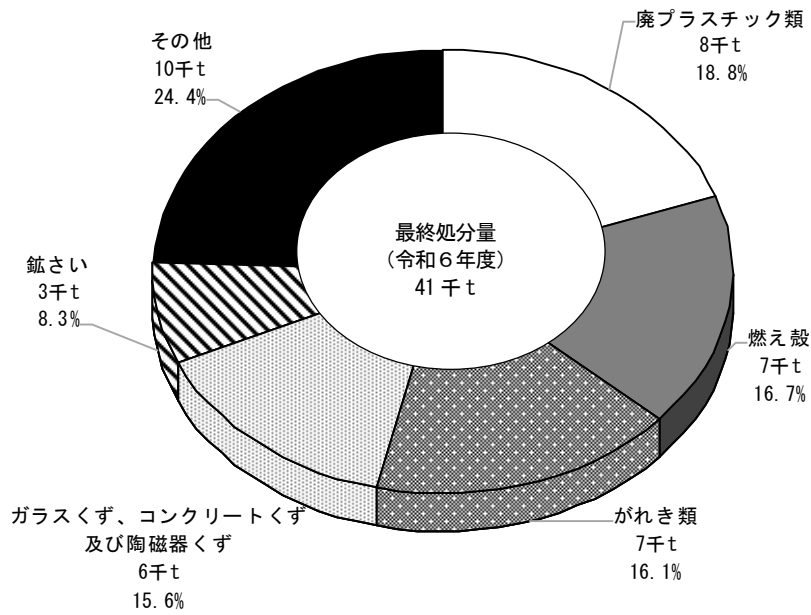
産業廃棄物の減量化の状況について、資料図 2-2-4 に示す。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料図 2-2-4 減量化量の種類別内訳 (令和6年度)

産業廃棄物の最終処分の状況について、資料図 2-2-5 に示す。



- 注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
注2) 廃棄物の種類は排出時の区分によるものとする。

資料図 2-2-5 最終処分量の種類別内訳 (令和6年度)